
第4期いの町障がい者計画

令和6年度～令和11年度

第7期いの町障がい福祉計画

令和6年度～令和8年度

第3期いの町障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

いの町

はじめに

本町では、「ひとにやさしい共生のまちづくり」を基本理念として「第3期いの町障害者計画」を平成30年3月に策定しました。令和3年3月には「第6期いの町障害福祉計画」「第2期いの町障害児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。

この間、国においては、障害者差別解消法や障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、また、令和3年3月から障がい者の法定雇用率が引き上げられるなど、障がい者の社会参加の推進や地域共生社会の実現に向けた環境の整備が進められてきました。

このように、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障害のある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障害者福祉の向上を図ってきました。障害のある人が、自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでにも増して重要なものとなってきています。

今後も引き続き障がい児・者が安心して暮らせるまちづくりを目指すため、「第3期いの町障害者計画」の理念を継承し、「第4期いの町障がい者計画」並びに「第7期いの町障がい福祉計画」「第3期いの町障がい児福祉計画」を策定しました。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました「いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」の皆様を始め、いの町自立支援協議会など、多くの皆様に心から感謝申し上げます

令和6年3月

いの町長 池田 牧子

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 障がい福祉に関する制度・施策の変遷	2
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	9

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口の推移	10
2 障がいのある人の現状	11
3 アンケート調査の概要	15
4 障がい者計画の課題	18

第3章 第4期障がい者計画

1 基本理念	20
2 施策体系図	21
3 基本目標と施策の展開	24
基本目標1 誰もが住み続けられる地域共生の推進	24
基本目標2 ともに歩んでゆく教育のまちづくり	31
基本目標3 疾病や障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり	35
基本目標4 安心して生み育てることができるまちづくり	43

第4章 第7期障がい福祉計画

1 基本的な考え方	47
2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について	49
3 第7期の目標	50
4 障害福祉サービスの実績と見込	59
5 地域生活支援事業の実績と見込	67

第5章 第3期障がい児福祉計画

1 基本的な考え方	75
2 障害児福祉サービス	76
3 第3期の目標	77
4 障害児福祉サービスの実績と見込	80

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理	83
2 計画の推進体制	84

資料編

1 いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱	85
2 策定委員会委員名簿	87
3 いの町地域自立支援協議会設置要綱	88
4 計画策定経緯	91

第Ⅰ章 計画の概要

I 計画策定の趣旨

本町では、平成29年3月に「第3期いの町障害者計画」を策定、「ひとにやさしい共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、令和3年3月に「第6期いの町福祉計画」及び「第2期いの町障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れた地域で暮らし続ける地域共生社会の構築と障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

障害者基本計画の策定以降、国では、平成30年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が一部改正され、雇用義務の対象の拡大、合理的配慮の提供の義務化、差別の禁止を定め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正では、障がい者の望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進、また障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応の拡充を図ることとされました。同年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行、令和5年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定、障がい者の社会参画の環境を整えています。

本町では障がいのある人を取り巻く状況の変化に対し、障害者手帳所持者を対象にアンケート調査の実施、地域課題の把握に努めてまいりました。障がい者や家族の高齢化等に伴う福祉サービスのニーズの多様化・複雑化への対応、障がい者の社会参画の推進、実効性のある防災対策等新しいニーズを考慮した施策が求められています。これらの状況を踏まえ、「第4期いの町障がい者計画」、「第7期いの町障がい福祉計画」及び「第3期いの町障がい児福祉計画」を策定します。

◇「障害」の「害」の「ひらがな表記」について

この計画書においては、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表す場合は、原則として「障がい」と表記します。（国の基本方針と県計画の抜粋を除く。）ひらがな表記の適用を除外するものとして、法令の題名や用語を用いる場合や医学用語等の専門用語として用いる場合とします。具体的には、「障がい者」（人の状態）、「障害者基本法」（法令）、「身体障害者手帳」（法令）となります。

2 障がい福祉に関する制度・施策の変遷



【主な国の法律等】**◎条約****■ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）**

平成 26(2014)年 1月 20 日批准

障がい者的人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を定めている条約で、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。日本では、平成 26(2014)年 1月 20 日に批准し、平成 26(2014)年 2月 19 日から効力が発生しました。

◎法律**■ 障害者基本法の改正**

一部を除き平成 23(2011)年 8月 5 日施行

平成 23(2011)年 8月の改正では、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義の拡大、差別の禁止、合理的配慮の提供、教育や選挙における配慮等が規定されました。また、障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告を行う障害者政策委員会が設置されました。

■ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（障害者虐待防止法）の制定 平成 24(2012)年 10月 1日施行

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止とともに、その予防と早期発見のための取組や、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講ずる、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定・施行されました。

■ 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の制定

平成 27(2015)年 1月 1日施行

難病の患者に対する医療費助成制度について法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を講ずる、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

■ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正
一部を除き平成28(2016)年4月1日施行

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況を考慮し、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

■ 発達障害者支援法の改正
平成28(2016)年8月1日施行

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障がいの早期発見と発達支援をし、支援が切れ目なく行われることに関する国・地方公共団体の責務を明確化することや、発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として、「発達障害者支援法」が改正されました。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法)の改正一部を除き平成30(2018)年4月1日施行

障害者総合支援法施行3年後の見直しとして、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを目的として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が改正されました。

■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定
平成30(2018)年6月13日施行

文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、権利保護の推進、相談体制の整備等が基本的施策となっており、具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組の促進や、高い評価を受けた作品の販売等に関する支援が盛り込まれています。

■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定
令和元(2019)年6月1日施行

視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての人が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

■ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定
令和3(2022)年9月18日施行

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止として、①医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念の明文化、②国・地方公共団体、保育所の設置者及び学校の設置者等の責務の明文化を盛り込んでいます。

■ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の制定
令和4(2023)年5月25日施行

障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進として、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者による情報の取得・利用、意思疎通に関する施策の基本となる事項等が盛り込まれています。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正
令和6(2024)年4月1日（一部は令和5(2023)年4月1日）施行予定

障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置が盛り込まれています。

■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正
令和6(2024)年4月1日施行予定

精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備として、①医療保護入院の見直し、②入院者訪問支援事業の創設、③精神科病院における虐待防止の措置の義務化、従事者による虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化が定めされました。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正
令和6(2024)年4月1日施行予定

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進として、①国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、②事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化、③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が盛り込まれ、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

■ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正
令和6(2024)年4月1日（一部は令和5(2023)年4月1日）施行予定

障がい者雇用の質の向上の推進として、①雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化、②週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例、③障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し、納付金助成金の新設・拡充等が盛り込まれました。

■ 児童福祉法の改正
令和6(2024)年4月1日施行予定

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として、①児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、②障害の種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこと等が盛り込まれました。

3 計画の位置づけ

(Ⅰ) 本計画の位置づけ

◎障害者計画（障害者基本法）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◎障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

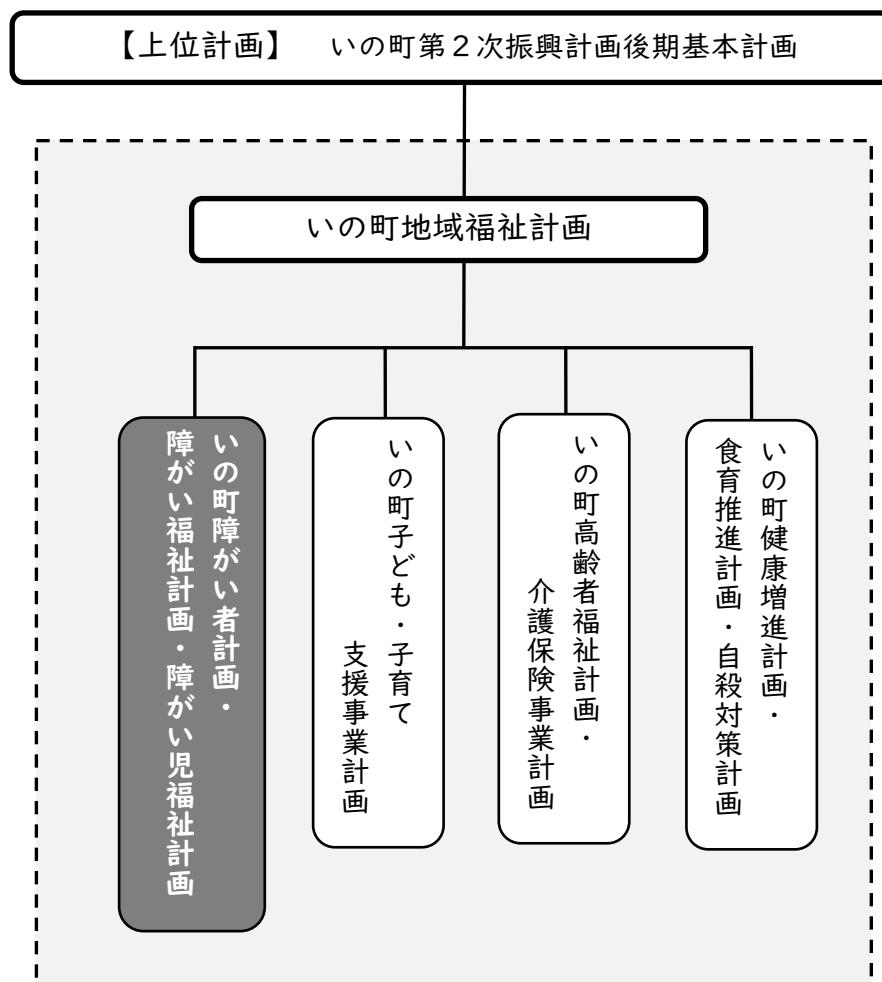
- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

◎障害児福祉計画（児童福祉法）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

(2) 他の計画との関連



4 計画の期間

(1) 計画の期間

本町の「障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。

年度	平成 30	令和 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障がい 者計画	第3期 障害者計画						第4期 障がい者計画					
障がい 福祉 計画	第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画			第7期 障がい福祉計画		次期計画			
障がい児 福祉 計画	第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画		次期計画			

第2章 障がい者を取り巻く現状

I 人口の推移

(1) 人口の推移

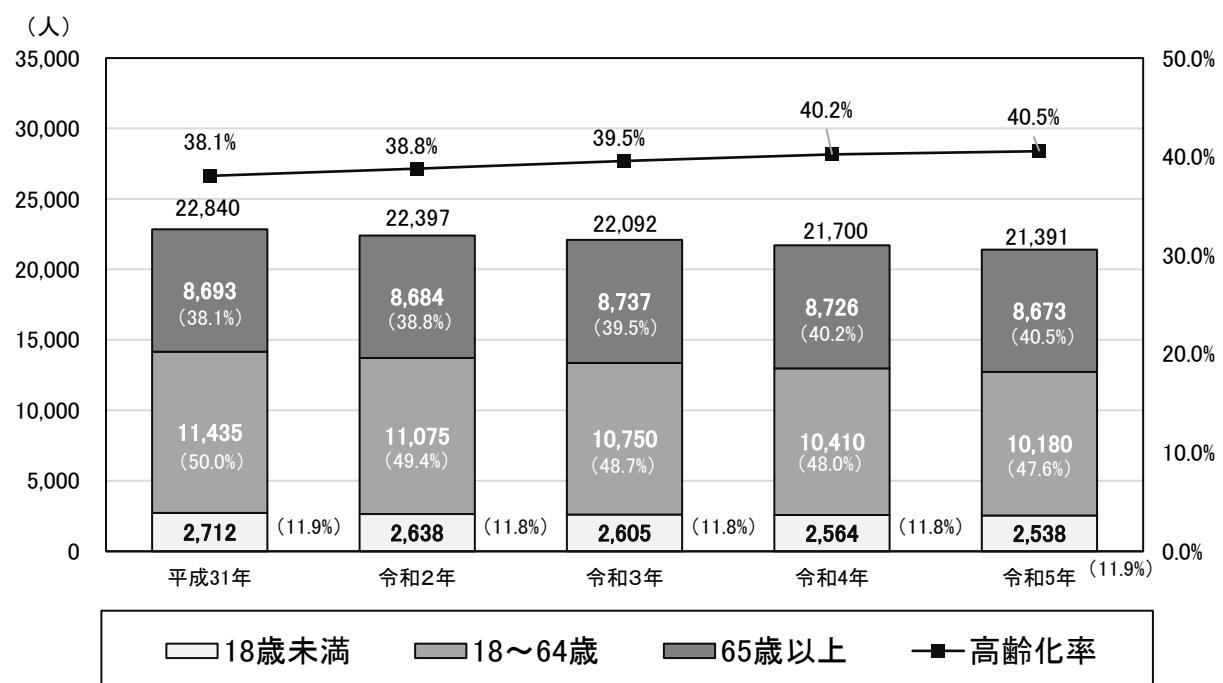
本町の人口はゆるやかな減少傾向で推移しており、令和5年では21,391人となっています。一方で、高齢者はゆるやかな減少傾向ですが、高齢化率は上昇しています。平成31年には38.1%でしたが、令和5年には40.5%へと増加しています。

■人口と高齢化率の推移（上段・人口／下段・総人口に占める割合）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	22,840	22,397	22,092	21,700	21,391
18歳未満	2,712	2,638	2,605	2,564	2,538
	11.9%	11.8%	11.8%	11.8%	11.9%
18～64歳	11,435	11,075	10,750	10,410	10,180
	50.0%	49.4%	48.7%	48.0%	47.6%
65歳以上	8,693	8,684	8,737	8,726	8,673
	38.1%	38.8%	39.5%	40.2%	40.5%

出典 住民基本台帳（各年3月末現在）



2 障がいのある人の現状

(1) 障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。平成31年～令和5年の増加率は24.5%となっています。

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。平成31年～令和5年の増加率は9.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。平成31年～令和5年の増加率は63.7%となっています。

総人口に占める障害手帳所持者の割合は増加しています。

■ 手帳所持者の推移

単位：人、%

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	957	1,005	1,067	1,115	1,191
療育手帳	178	182	186	192	194
精神障害者 保健福祉手帳	113	129	157	170	185
手帳所持者合計	1,248	1,316	1,410	1,477	1,570
手帳所持者／総人口	5.5	5.9	6.4	6.8	7.3

(各年3月末現在)

(2) 身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳所持者の年齢は、65歳以上が増加傾向にあります。令和5年では約8割を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～17歳	21	21	21	23	22
18～64歳	239	235	233	219	223
65歳以上	697	749	813	873	946
手帳所持者合計	957	1,005	1,067	1,115	1,191

(各年3月末現在)

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、「1級」と「4級」が多く、令和5年では、「1級」が32.0%、「4級」が30.0%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	278	291	322	339	381
2級	106	115	123	133	138
3級	186	188	194	202	217
4級	305	323	335	345	357
5級	56	55	59	61	63
6級	26	33	34	35	35
合計	957	1,005	1,067	1,115	1,191

(各年3月末現在)

身体障害者手帳所持者数を障がいの部位別にみると、令和5年では「肢体不自由」が45.0%で最も多く、次いで「内部障がい」が43.4%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移（障がいの部位別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	60	63	69	76	78
聴覚・平衡機能障がい	34	40	45	48	50
音声・言語・そしゃく機能障がい	9	9	9	10	10
肢体不自由	487	495	506	518	536
内部障がい	366	397	437	462	516
合計	956	1,004	1,066	1,114	1,190

(各年3月末現在)

(3) 知的障がい者（児）の状況

療育手帳所持者は、全体で増加傾向にあります。その中で人口の高齢化に伴い65歳以上の手帳所持者が増加傾向にあります。

■ 療育手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1～17歳	20	20	17	21	21
18～64歳	144	148	153	154	151
65歳以上	14	14	16	17	22
手帳所持者合計	178	182	186	192	194

(各年3月末現在)

療育手帳を障がいの程度別に推移をみると、令和5年では「最重度A1」と「重度A2」の合計で44.3%、「中度B1」24.7%で、「軽度B2」30.9%となっています。

■ 療育手帳所持者の推移（程度別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
最重度A1	38	39	40	41	41
重度A2	42	42	42	43	45
中度B1	50	47	48	48	48
軽度B2	48	54	56	60	60
合計	178	182	186	192	194

(各年3月末現在)

(4) 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、令和5年では18～64歳が8割を占めています。その中で人口の高齢化に伴い65歳以上の手帳所持者が増加傾向にあります。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～17歳	1	2	3	2	3
18～64歳	100	108	126	142	150
65歳以上	12	19	28	26	32
手帳所持者合計	113	129	157	170	185

(各年3月末現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、令和5年では、「2級」が約7割を占めています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	12	15	16	17	22
2級	78	88	113	123	128
3級	23	26	28	30	35
合計	113	129	157	170	185

(各年3月末現在)

(5) 特別支援学校・特別支援学級等の状況

特別支援学校の在校生推移をみると、平成31年から令和5年にかけて総数は微増していますが、小学校は令和3年から横ばい傾向になっています。

■ 特別支援学校の町民在籍者数

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	4	7	5	5	5
中学部	4	4	4	6	5
高等部	4	6	6	8	10
合計	12	17	15	19	20

(各年5月1日現在)

特別支援学級の在籍者推移をみると、小学校・中学校ともに増加傾向にあります。特に、自閉・情緒学級在籍者の増加が顕著です。

■ 特別支援学級の在籍者数

単位：人

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	児童数	889	831	822	816	819
	知的障害	12	10	10	12	13
	自閉症・情緒障害	33	38	42	45	50
	肢体不自由	1	1	0	0	0
	難聴	1	1	2	2	2
	病弱・身体虚弱	2	4	3	3	4
中学校	生徒数	399	411	396	369	359
	知的障害	2	4	6	7	7
	自閉症・情緒障害	11	9	14	18	20
	肢体不自由	1	1	1	0	0
	難聴	1	0	0	0	1
	病弱・身体虚弱	2	3	1	2	3

(各年5月1日現在)

3 アンケート調査の概要

(1) アンケート調査の概要

項目	アンケート調査
調査対象者	・令和5年1月1日時点で、障害福祉サービス、児童通所サービスを利用している人及び各種障害者手帳を所持している64歳以下の人
調査時期	令和5年1月～2月
配布回収	・配布数 620件 ・有効回収数 284件 ・有効回収率 45.8%
調査方法	・配布方法 郵送配布、回収

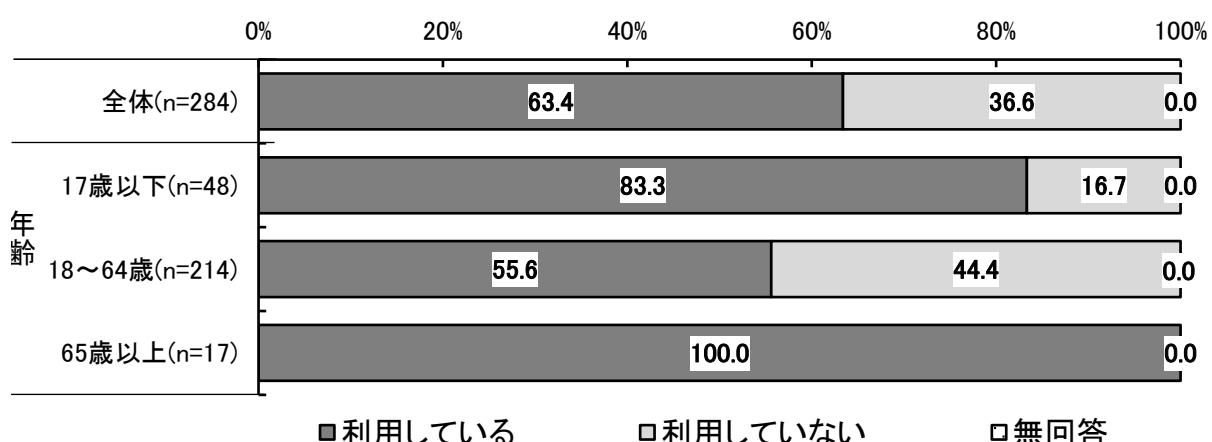
(2) アンケート調査結果の概要

問 障害福祉サービス・児童通所サービスの利用状況について

障害福祉サービス・児童通所サービスの利用している割合を年齢別でみると、障がい児（17歳以下）は、83.3%、障がい者（18～64歳）は、55.6%、障がい者（65歳以上）は、100.0%となっています。

働く世代へ福祉サービスの情報提供を行い、適切なサービス利用へつなげる支援が必要となります。

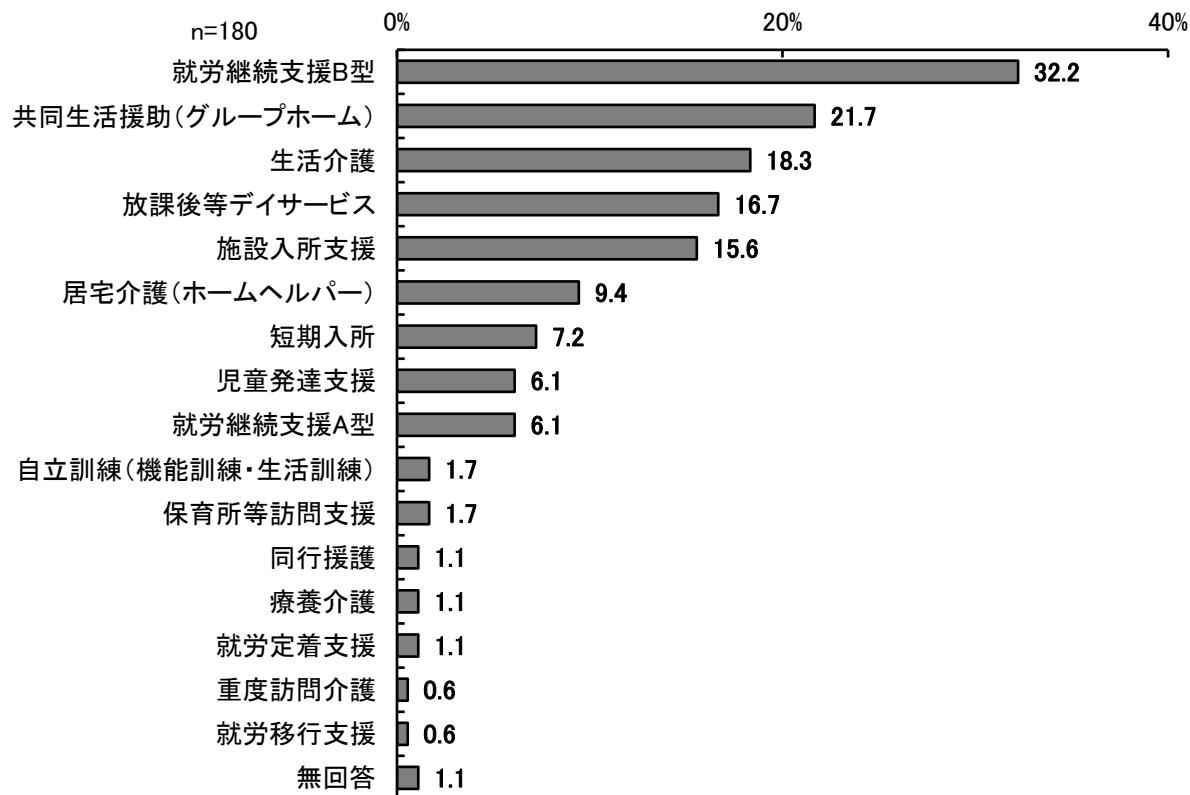
【年齢別】※障がい児「17歳以下」、障がい者「18～64歳」と「65歳以上」の3区分



問 現在利用しているサービスについて（受給者証に記載されているサービス）

現在利用しているサービスについてみると、「就労継続支援B型」の割合が32.2%と最も高く、次いで「共同生活援助(グループホーム)」21.7%、「生活介護」18.3%、「放課後等デイサービス」16.7%、「施設入所支援」15.6%などとなっています。

【全体】



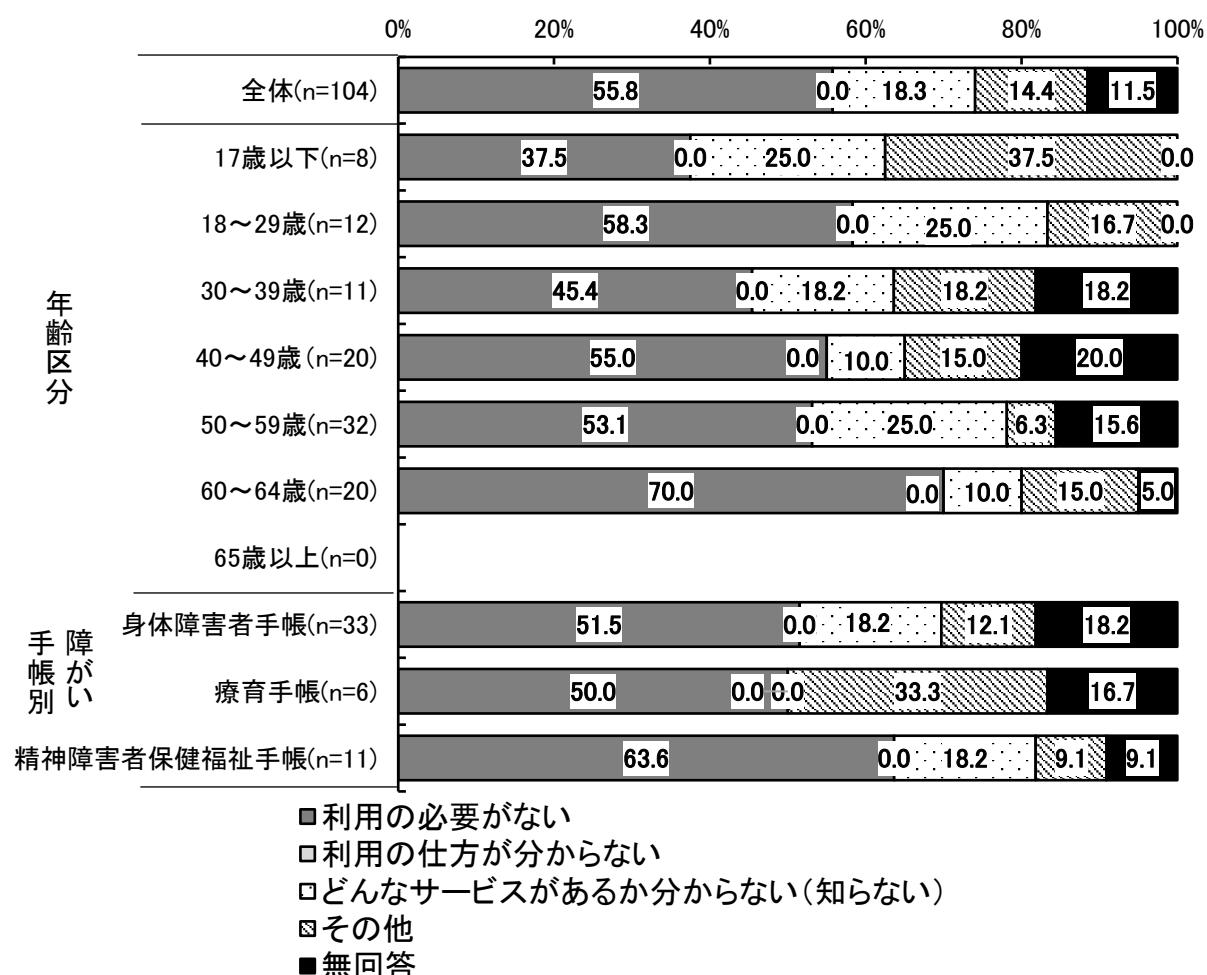
問 サービスを利用していない理由について

現在サービスを利用していない理由について年齢別にみると、「60～64歳」では「利用の必要がない」の割合が高くなっています。「どんなサービスがあるか分からぬ(知らない)」は、「17歳以下」「18～29歳」と低い世代で割合が高くなっています。

障がい手帳別にみると、「精神障害者保健福祉手帳」では「利用の必要がない」の割合が高くなっています。

福祉サービスの情報提供を行い、適切なサービス利用へつなげる支援が必要となります。

【年齢別・障がい手帳別】



4 障がい者計画の課題

国の第5次基本計画及び法改正などの動向や障がい者計画・障がい（児）福祉計画の進捗から、次期計画の主要な課題分野は以下のとおりです。

（1）障がいや障がいのある人への理解促進

障がいのあるなしにかかわらず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し共生するまちを実現するため、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、日常的に交流できる場の取り組みとして、あたかふれあいセンター事業などを通じて、障がいや障がい者に対する理解促進、ふれあいの場を広げることや地域のボランティア育成を進めてきました。

障がいや障がい者への理解が深まることで、みんなが活力をもって暮らし続けることができます。障がいに関する理解と交流の拡大を更に図り、地域のボランティア活動の活性化に向け、ボランティア育成に努め、参加の場が固定的にならないよう、より多くの人々との交流を促進し、障がいへの理解促進を得る機会の創出が重要です。

（2）相談支援体制の充実

本町のほけん福祉課、吾北・本川各総合支所住民福祉課、基幹相談支援センター、委託先の相談支援事業所で相談支援事業を進めてきました。

困りごとや不安に思うことが、多岐にわたり課題も複雑化しています。誰もが安心して身近な地域で暮らし続けるためには、様々な課題に対する相談に応じる相談窓口の周知がより一層重要になっています。多様な相談のニーズに対応する相談支援体制の充実には、今後もより一層、関係機関等との連携を図りながら、基幹相談支援センターを中心に、重層的な相談支援体制の仕組みを推進する必要があります。

（3）生活支援サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスをはじめとした、適切なサービス提供が行える支援体制が必要です。

居宅での生活を支える訪問系サービス、日中における自立した生活を支援する日中活動系サービスなど、地域生活を支える適切なサービス提供が求められています。

また、経済面で支えていくために、特別障害者手当など受給資格のある人へ不利益が生じないよう、助成制度等情報提供が求められています。

(4) 就労支援の充実

本町では、自立支援協議会の就労支援部会を設置し、障がいのある人の就労促進のための支援策について検討を進めています。就労を希望する障がいのある人やその家族からの相談には、ハローワークや高知県障害者就業・生活支援センター、高知県障害者職業センター等の機関と情報を共有し、連携して就労支援に取り組んできました。

障がい者が社会的な自立を図るために、自身の能力や適性に合わせた勤労は必須のものとなります。就労により収入を得ることで生活基盤が確立し、生活の質を高めるだけでなく、生きがいをもって生活することが可能になります。

働く意欲や能力のある障がいのある人に対する就労支援は、職場全体での理解を得ることや仕事の内容と本人の特性が合致する環境整備が必要で、関連機関と連携し、雇用を促進する就労環境を整えることが求められています。

(5) 防災・防犯対策の促進

災害時に安全な避難ができるよう適切な情報提供、見守り、福祉避難所の確保等の避難援助体制の整備を進めてきました。

近年は地震災害や豪雨災害への不安も高まっており、地域で安心して生活するためには、日ごろの防災意識の向上に向けた避難訓練の実施や災害時の避難支援体制の確保、個別避難計画の作成や避難行動要支援者名簿の更新が求められています。

土砂災害防止法及び水防法の規定により、障がい者施設を含む要配慮者施設では、避難確保計画の策定や避難訓練の実施が義務化されました。

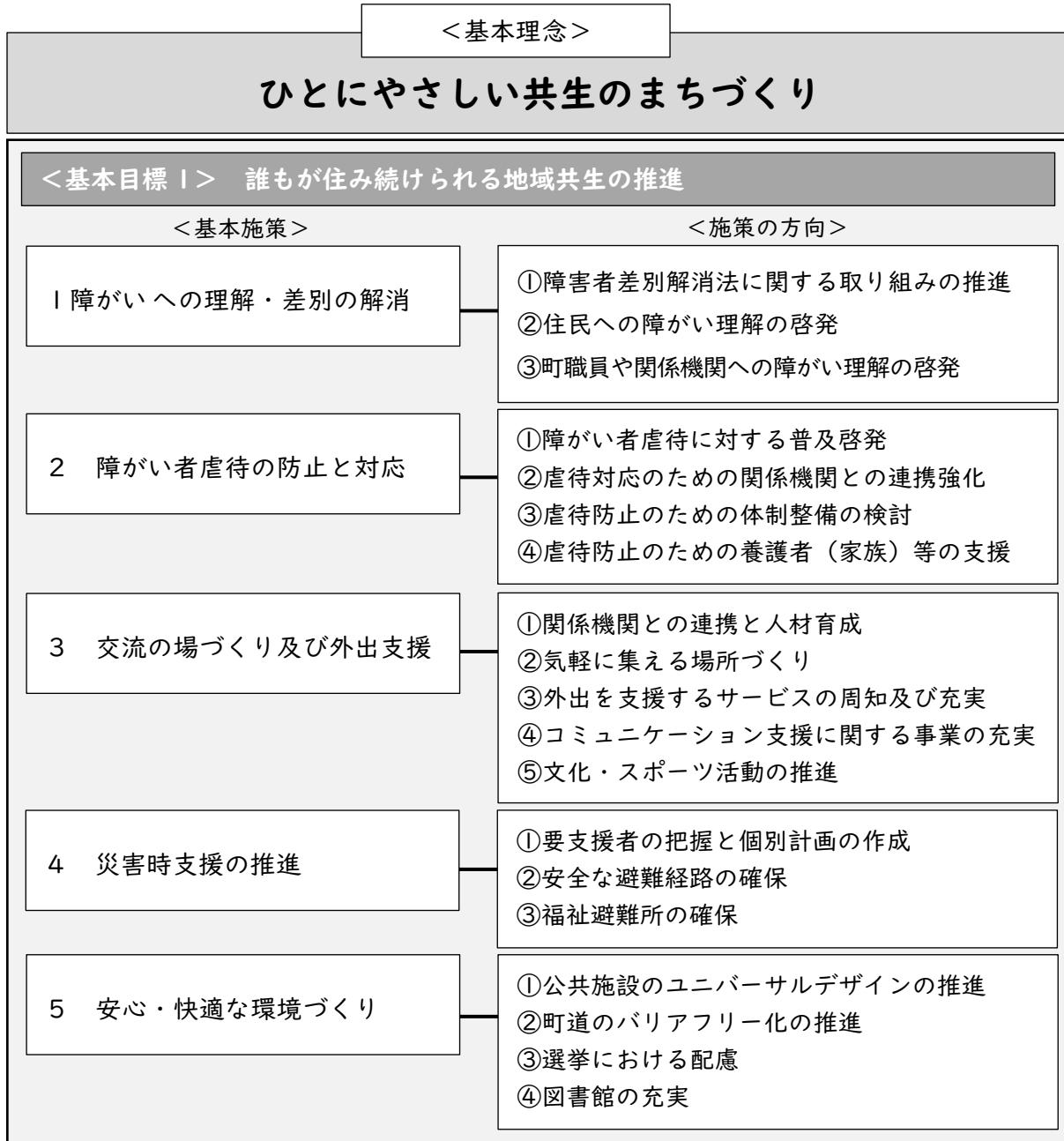
第3章 第4期障がい者計画

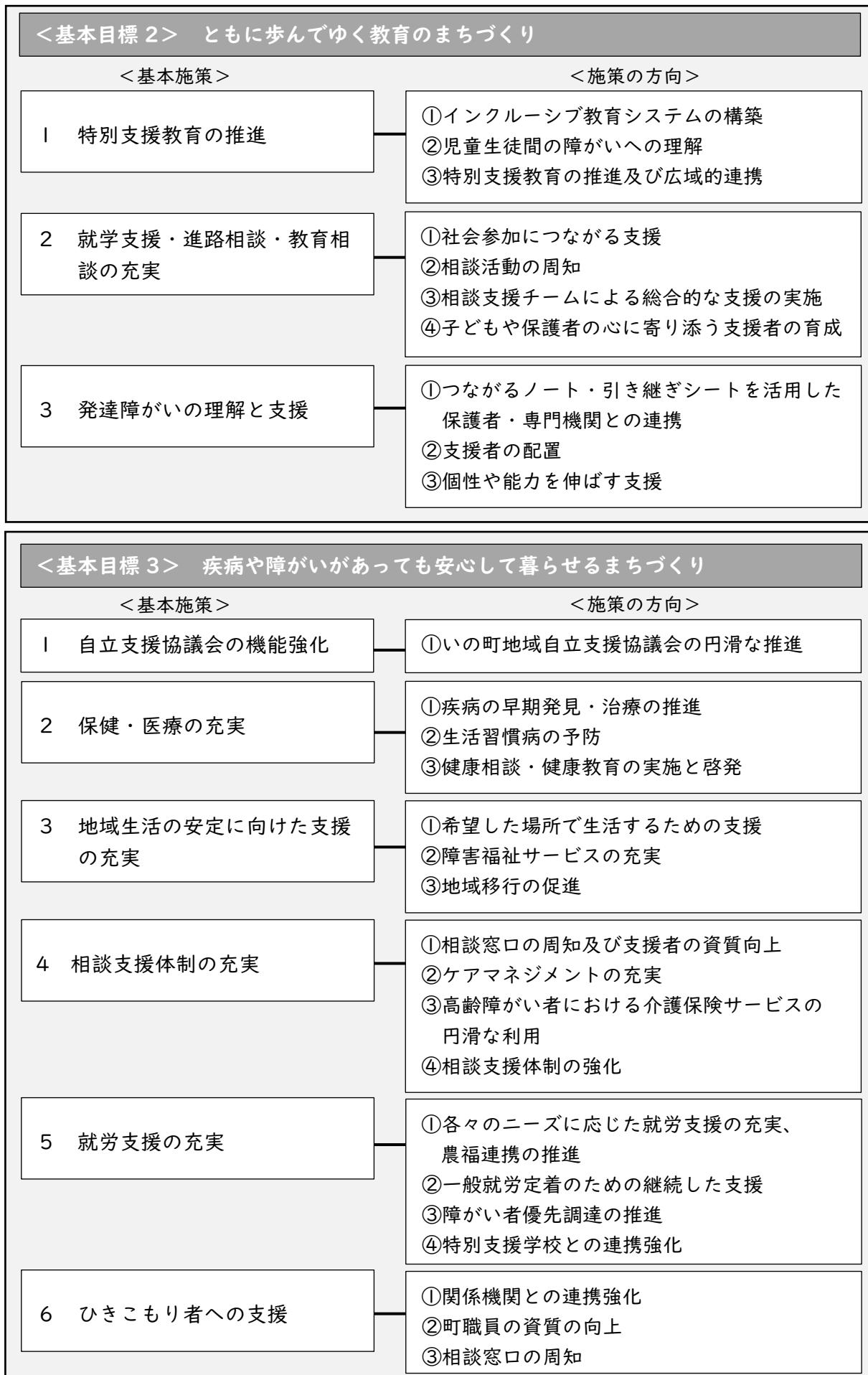
I 基本理念

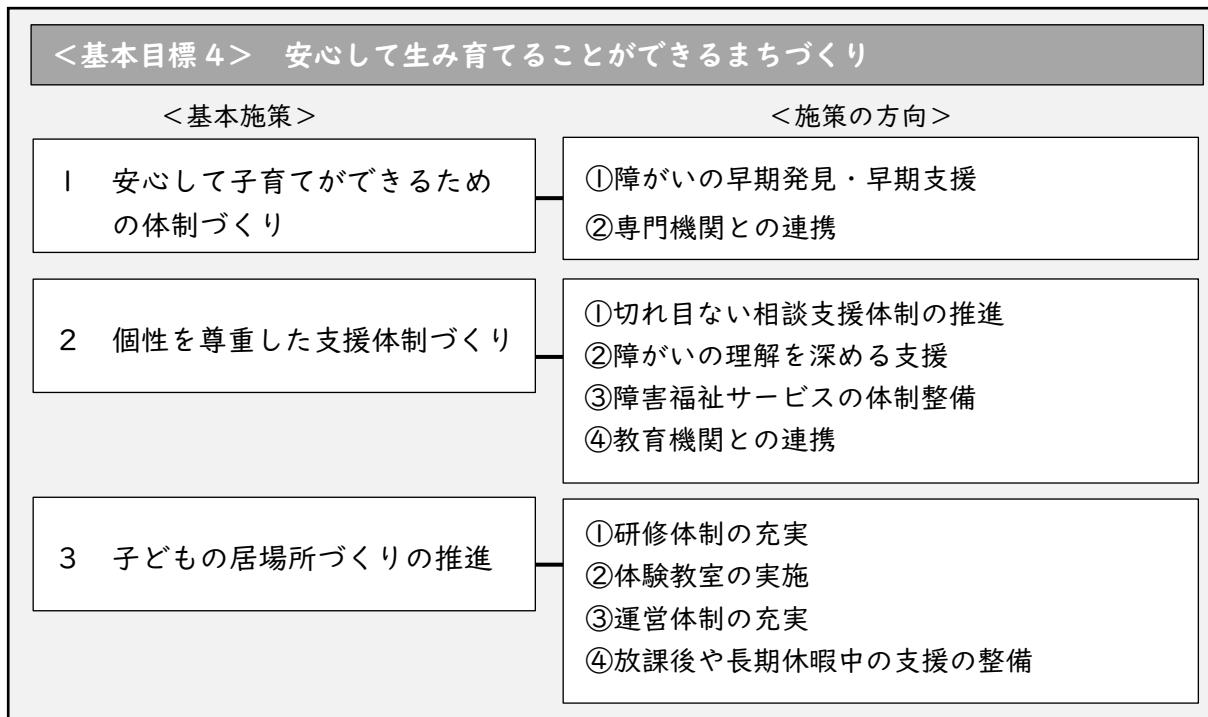
第4期障がい者計画では、基本理念を「ひとにやさしい共生のまちづくり」としています。ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人、ない人、高齢者、子ども、すべての人がいきいきと輝いた生活が送れ、人権を尊重し、互いに支え合うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等が連携し、引き続き、人にやさしい共生のまちづくりの実現をめざすため、基本理念を継承します。

ひとにやさしい共生のまちづくり

2 施策体系図







3 基本目標と施策の展開

基本目標Ⅰ 誰もが住み続けられる地域共生の推進

(Ⅰ) 障がいへの理解・差別の解消

現状と課題

本町では、町民講座や幼保・学校行事（人権の花、人権標語）を通じて障がいを含めた人権課題に関する学習機会の提供を行っていますが、町民一人ひとりへの人権啓発活動は十分とはいえません。

障がいのある子どもや障がいのある人が地域社会の人々と活動をともにし、ふれあう機会を積極的に設けるなど、交流活動の充実を図るとともに、社会参加の促進や生きがいづくりの観点から、学びやすい環境の整備が必要です。

国では、「改正障害者差別解消法」の施行等法律が整備され、障がい者の権利を擁護する体制が整いつつあります。地方公共団体等は、障がいを理由とする差別の禁止や障がいのある人に対する合理的配慮に関して、職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）を定めるよう努めることとされています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①障害者差別解消法に関する取り組みの推進	本町は、障害者差別解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を行います。また、本町における差別禁止を確実なものとするため、障害者差別解消法に基づく対応要領を策定します。
②住民への障がい理解の啓発	ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、社会人や高齢者向けの様々な障がいへの理解の事業に加え、小・中学生対象の事業も教育分野と連携し推進します。「障害者週間」（12月）、「障害者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、これらの機会をとらえた様々な障がいや障がいのある人への理解や交流を深める行事の内容充実を図り、町民の参加を促進します。
③町職員や関係機関への障がい理解の啓発	町職員に対しては、対応要領に基づき、定期的に職員研修を行うなど、職員が障がいのある人に適切に対応できるよう努めます。また、個別支援を頻回に実施する中で、連携をしている医療・保健・福祉・教育・労働等関係者にも理解・啓発を図ります。さらには、地域住民や民生委員・児童委員、区長等を対象とした障がい者理解のための講習等の実施に努めます。

(2) 障がい者虐待の防止と対応

現状と課題

虐待は、障がいのある人の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからの対応よりも未然に防止することが重要です。虐待であるとの判断に至った場合は、虐待を受けた人が安定した生活を送れるようになるまで注意深く、切れ目ない支援体制を構築することが必要となります。障がいのある人への虐待事例では、在宅の養護者が加害者となることがあります。在宅で障がいのある人を養護している人にも何らかの支援をする必要があります。

また、虐待の背景には、家族の介護負担や施設事業所職員の人員不足、知識不足をはじめとするさまざまな課題が重なっている状況も考えられます。

平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行に伴い、地域の身近な相談及び通報窓口として本町の役割が位置づけられ、同年「いの町障害者虐待対応マニュアル」を策定し施行しました。

令和2年から「基幹相談支援センター」を設置し、虐待や権利擁護に関する相談窓口の充実を図っています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①障がい者虐待に対する普及啓発	町民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障がいのある人の権利擁護についての啓発、障がいや障がい者虐待に関する正しい理解の普及に努めます。
②虐待対応のための関係機関との連携強化	国・地方公共団体のほか、医療・保健・福祉・教育・労働・法律等の関係者は虐待問題に対する意識を高く持ち、さらには地域組織（福祉サービス事業所、医療機関、自治会など地縁団体、民生委員等地域福祉推進者、警察等）との協力連携関係を図り、虐待の防止及び早期発見・早期対応に取り組みます。
③虐待防止のための体制整備の検討	地域自立支援協議会等の場を活用し、地域組織（福祉サービス事業所、医療機関、自治会など地縁団体、民生委員等地域福祉推進者、警察等）との協力連携体制の強化を図ります。またネットワークの構築などで、虐待を早期に発見し対応できる仕組みづくりや、虐待のリスク要因を低減させるための支援を地域組織と協力して行います。
④虐待防止のための養護者（家族）等の支援	加害者としての養護者（家族）を支援するため、さまざまな制度や知識を獲得し、迅速で的確な支援を行います。

(3) 交流の場づくり及び外出支援

現状と課題

外出に介助を必要とする障がいのある人が安心して社会参加できるように「移動支援事業」を実施しています。

社会参加の促進には、町民が障がいのある人を理解し、誰もが気軽に参加できる身近な交流の場が必要です。本町では、あったかふれあいセンター事業や地域に密着した住民主体で行われている「ミニデイサービス」、「るんるん若ガエル体操」が拠点型つどいの場として位置づけられています。また、「パソコンクラブ」や自閉症児・者の家族会「ひだまりの会」を実施しており、精神に障がいのある人には「精神デイケア事業」を実施し、社会参加へのきっかけづくりに努めています。

るんるん若ガエル体操グループは70か所あり町内のほぼ全域で実施されており、地域の介護予防の拠点となっています。しかし、参加者の後期高齢化やコロナ禍の影響で、体操グループも休止や中止をするグループが増加傾向にあります。

身体障害者連盟への委託事業の中で体力づくりをしながら社会参加することを目的としたスポーツ活動が一年を通して積極的に行われています。また、身体障がい者だけでなく精神・知的障がい者とも「3障害ふれ愛スポーツ大会」を通じて交流を図っています。町内の各事業所では、スポーツクラブや障害者スポーツセンターを利用した活動を行い、高知県障害者スポーツ大会への参加等、障がいのある人の体力づくりを推進しています。スポーツ活動には、障がいのある人とないとの交流を進め、誰もが気軽に参加できる取り組みが求められています。

障がいのある人の中には、他者とのコミュニケーションの取りづらさを抱えている人が少なくありません。その人たちを支援していくには、関係機関や地域住民が障がいに対する理解を深めていくことが求められます。

障がいの程度や症状が重いため、ひきこもり状況を余儀なくされている人も見受けられます。在宅の障がいのある人を支え、社会参加の促進、通院費等の軽減、就労機会の拡大のために、福祉タクシー・ガソリンチケット制度や自動車運転免許取得・改造助成事業、町営バス(伊野循環線)やデマンド式乗合タクシー、また、本川地区においては交通空白地有償運送事業も行っています。

コミュニティづくりでは、子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無にかかわらず、気軽に集える居場所づくりに努めます。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①関係機関との連携と人材育成	関係機関への研修の機会等を活用し、障がいに対する理解を深めるよう働きかけを行います。
②気軽に集える場所づくり	あったかふれあいセンター事業の充実を図り、年齢や障がいの有無にかかわらず、孤独にならずにつながりあえる場所づくりの推進を継続します。地域包括支援センターでは、①新規体操グループ立ち上げの支援、②体操応援サポーターの養成及び活動支援、③体操グループ交流会の取組を継続します。
③外出を支援するサービスの周知及び充実	アクセシビリティに配慮し、障害福祉サービスや各種制度の周知を図ります。また、ニーズにあったサービスが提供できるよう充分なアセスメントを実施します。町営の伊野循環線バス、デマンド式乗合タクシーを運行し、中山間地域における移動手段の確保に努めます。本川地区では、交通空白地有償運送事業を行い、移動手段の確保に努めます。
④コミュニケーション支援に関する事業の充実	障がいのある人が意思疎通を円滑に行えるよう、必要な日常生活用具の周知及び給付に努め、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。
⑤文化・スポーツ活動の推進	それぞれの障がいの状態に応じた文化・スポーツ活動に気軽に参加できるよう、関係機関と連携を図り、障がいのある人の交流や外出支援に努めます。また、専門性をもった指導者による教室の開催を推進し、障がいがあっても文化・スポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

(4) 災害時支援の推進

現状と課題

防災対策の推進にあたっては総合的な取り組みが重要であり、中でも、障がいのある人や高齢者等の災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっています。

要配慮者の中でも障がいのある人は、自ら避難行動に移せないことや、パニックを起こすなど、その特性に応じた避難の援助が必要です。

今後発生する災害等に備え、地域の自主防災組織等を中心に、災害時に適切な避難誘導等の支援ができる近隣住民同士の助け合いによる取り組みがとても重要なっています。

こうしたことから、平成21年度から災害時要配慮者支援事業を行っています。民生委員・児童委員の協力を得て本人や家族の希望で「地域見守り台帳」に登録し、災害時のみならず平常時においても見守りができる地域単位での体制整備に向けて取り組まれています。

平成24年度に「いの町災害時要配慮者支援実施の手引き」を作成し、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員を対象にした、地域ぐるみの要配慮者支援の取り組みを進めるための説明会を実施してきましたが、取り組みができていない地域もあるため、今後も継続した支援が必要です。

また、自主防災組織が実施する避難訓練へ障がいのある人や支援者も参加しやすい取り組みを進める必要があり、誰もが避難場所へ安全かつスムーズに避難できるよう避難経路の安全確保に取り組んで行く必要があります。

障がいのある人にとって、避難所での生活は心身ともに負担が大きく、長期間の避難生活は困難を極めることが予想されます。原因としては、施設上の不自由さや障がい特性に対する理解が得られないなど、さまざまな課題が考えられます。このことから、本町では令和5年度時点で、16か所の福祉避難所を指定しています。今後も避難所数を増やすとともに避難所の開設・運営訓練を実施するなど災害時に実際に活用できる体制の整備が必要となります。現在、広域的な福祉避難所として日高特別支援学校を指定しています。現状ではまだ確保数が少なく、更なる施設の確保に努めます。災害時にはできるだけ専門職の配置を視野に入れた福祉避難所の設置や、避難行動要支援者名簿の更新及び個別計画の作成を通じて、確実な避難体制の構築が必要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①要支援者の把握と個別計画の作成	「地域見守り台帳」及び「避難行動要支援者名簿」の更新を行うとともに在宅の障がいのある人等の現状把握に努め、災害時に自助ができない人への個別支援計画への登録について、積極的に呼びかけを行います。また、個別計画の作成を通じて自主防災組織等の避難支援等関係者を中心とした平常時の支え合いや見守りといった、地域ぐるみの取り組みを働きかけます。
②安全な避難経路の確保	障がいのある人の支援を地域全体の防災体制に組み込み、障がいのある人が安全に避難できる体制を整えます。
③福祉避難所の確保	障がいのある人が避難後に受けるストレスや不安を軽減させるため、バリアフリー設備、専門職員を配置した福祉避難所の指定(協定)を促進し確保に努めます。また、障がいのある人を含め、福祉避難所の関係者が参加する実践型の運営訓練を企画し、実施するよう検討していきます。

(5) 安心・快適な環境づくり

現状と課題

町立図書館では、オーテピア高知図書館や声と点字の図書館との連携協力により、資料提供や読書バリアフリー周知のための展示を行っています。また、施設や設備、支援機器や資料などの充実に努めています。

個々のニーズに対応できるよう障害者サービスの充実を図るとともに、障がい者を含む図書館利用に障がいのある人々への情報提供の推進が必要です。

町営住宅において、エレベータ設置必要数（3階以上）5団地に対して設置数は2団地あり、高齢者や障がいのある人、誰もが安全かつ快適に利用できるよう改修が必要です。

町道の整備については、「いの町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、歩道の拡幅や、段差解消等を実施してきました。県道や国道に関しても、各道路管理者や公共交通事業者と連携を図っていくことが重要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①公共施設のユニバーサルデザインの推進	高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、改築・大規模修繕を実施し、使いやすい、人に優しい施設を整備します。3階以上の町営住宅について、全面改善や建替えを実施する際はエレベータの設置やバリアフリーの検討を行います。
②町道のバリアフリー化の推進	「いの町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、歩道の拡幅や、段差解消を推進します。
③選挙における配慮	合理的配慮に努め、障がいのある人が不便を感じることなく投票できるための、環境づくりを推進します。
④図書館の充実	誰もが読書できる環境を整備します。

基本目標2 ともに歩んでゆく教育のまちづくり

(1) 特別支援教育の推進

現状と課題

特別支援教育は学校教育法にも位置づけられており、本町においても障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、生活や学習上の困難を改善または克服するためのきめ細かな支援に取り組んでいます。

町内の保育園・幼稚園・認定こども園及び町立小中学校における特別支援教育は、特別支援学級だけではなく、通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもを含めた特別な配慮を必要とする子どもに対しても実施し、支援体制の充実を図っています。学校単位の取り組みとしては、特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒がともに学ぶ共同学習や学校全体での交流活動を実施し、子ども一人ひとりが相互理解を深めながら学習できるような工夫をしています。

また、いの町教育研究所において、特別支援学級についての情報共有や交流を通して、特別支援教育についての理解を深めることを目的とした、専門部会（代表者により研究を進める部会）「特別支援教育部会」を設置しています。その他、本部会では、特別支援学級の児童生徒が、町内外の特別支援学級の児童生徒との交流活動や作品展等も計画・実施しています。また、町立園・学校では、外部から専門家を招聘した研修や巡回相談などを計画的に実施しています。

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、将来において自立した社会生活が送れるよう、それぞれの発達段階に応じた適切な教育環境の整備・充実を図る必要があります。そのためには、教育現場においても障がいのある子どもへの支援が学校・地域に開かれ、常に医療・保健・福祉・労働等を視野に入れ連携していくことが重要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①インクルーシブ教育システムの構築	学校では、障がいの有無にかかわらず共に学ぶことのできる環境を整えていき、インクルーシブ教育を目指します。
②児童生徒間の障がいへの理解	小・中学校においては、障がいへの理解を深め支えあう心を育みます。
③特別支援教育の推進及び広域的連携	個々の現状に応じた教育を推進し、発達障がいなど特別な支援を必要とする児童の生活・学習の支援をしながら、学級担任とともに子ども同士をつなぎ、温かい関係性を築き、学び合い・高め合い・支え合う学級づくりに取り組みます。町立小学校の通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性障がい）、ASD（自閉スペクトラム症）等の児童への生活・学習支援を行い、一人ひとりの特性に応じた教育的支援を図ることを目的に特別支援教育支援員の配置を行います。
④さまざまな学びの場の提供	町内他校の児童生徒、教員、地域の方々と接することにより、それぞれの良さや考え方、生き方等について学べる場を設けます。
⑤自尊感情を高める教育環境づくり	自分の良さや可能性を認識するとともに、相手や周りの人を尊重し、協働できる心（自尊感情）を育みます。

(2) 就学支援・進路指導・教育相談の充実

現状と課題

障がいのある子どもへの就学支援については、保護者等の意向も確認しながら教育指導員を中心に園や学校等と連携しながら進めています。園生活で配慮が必要な子どもには加配保育士を配置し、集団生活で生じる困難をサポートし、各校にはスクールカウンセラーを派遣しています。また、スクールソーシャルワーカーを含む相談支援チームが園や学校に定期的に訪問し、障がいの有無に関わらず子どもや教職員の困り感に寄り添い支援する体制を整えています。

教育支援センター「のぞみ教室」では、不登校の子どもたちへの教科指導や保護者の教育相談を行っており、令和5年度からは伊野中学校内に「サポートルーム」を開設し、家庭、学校、福祉等の関係機関が連携して子どもたちの社会的・職業的自立に向けて伴走支援を行っています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①社会参加につながる支援	教育関係機関は、幼児・児童生徒一人ひとりの状態にあった円滑な社会参加を促すため、専門機関と連携して教育相談機能を充実させ、障がいのある子どもや保護者との相互理解や信頼を築きながら支援を行います。
②相談活動の周知	児童生徒本人や保護者が教育支援センター「のぞみ教室」等の教育相談を気軽に利用してもらえるように呼びかけを行います。また、学校内ではスクールカウンセラーによる相談活動を定期的に実施し、児童生徒が相談しやすい環境を整えます。障がいのある子どもは、学校生活の悩み、自信喪失、友だちと上手くコミュニケーションがとれないなど、大きなストレスを抱えている場合もあり、必要に応じて定期的にカウンセリングを受けることができるようになります。
③相談支援チームによる総合的な支援の実施	相談支援チームが定期的に園・学校を訪問し、子どもや教職員の困り感を把握し、支援体制等を検討します。そして、スクールソーシャルワーカーにより適切な関係機関（療育福祉センター・心の教育センター等）との連携を密にしながら、切れ目ない総合的な支援コーディネートを行います。
④子どもや保護者の心に寄り添う支援者の育成・配置	子どもの障がいに対して家庭・家族も含めた早期の支援を行い、さまざまな心の不安を軽減させます。また、実際に子どもと直接関わる教育機関では、心に寄り添える支援者の育成を行い、親子とのより良い信頼関係を構築させます。

(3) 発達障がいの理解と支援

現状と課題

発達障がいの早期発見に伴い、特別支援学級への入級児童生徒数や通常の学級に在籍であっても特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあります。子どもの数だけ特性があり、その支援法も多岐にわたります。一人ひとりの特性に応じた授業づくりや環境整備、個別の指導計画や教育支援計画を作成し、活用した指導・支援の充実が求められています。各学校において、特別支援に関する教員研修を行っています。園から小学校、小学校から中学校の接続にツールを使用し、引き継ぎの重要性への理解を深め、町内の園、町立小中学校において実践しています。接続期だけの引き継ぎにとどまらず、日々の情報共有、また、作成後の支援シート等の活用について、更なる取組が必要となります。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①つながるノート・引き継ぎシートを活用した保護者・専門機関との連携	子どもたちが安心して学び、支える側が共通の理解のもと支援を行うために、個別の指導計画や教育支援計画を作成・活用することによる指導・支援を充実させ、共通の資料を用いた関係機関との連携強化を図ります。
②支援者の配置	発達障がいのある子どもの現状を把握し、特別支援教育支援員や加配保育士等の適切な配置に努めます。
③個性や能力を伸ばす支援	個々の現状に応じた教育を推進し、発達障がいなど特別な支援を必要とする児童の生活・学習の支援をしながら、学級担任とともに子ども同士をつなぎ、温かい関係性を築き、学び合い・高め合い・支え合う学級づくりに取り組みます。町立小学校の通常の学級に在籍するL D (学習障がい)、A D H D (注意欠如・多動性障がい)、A S D (自閉スペクトラム症)等の児童への生活・学習支援を行い、一人ひとりの特性に応じた教育的支援を図ることを目的に特別支援教育支援員の配置を行います。(再掲)

基本目標3 疾病や障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり

(1) 自立支援協議会の機能強化

現状と課題

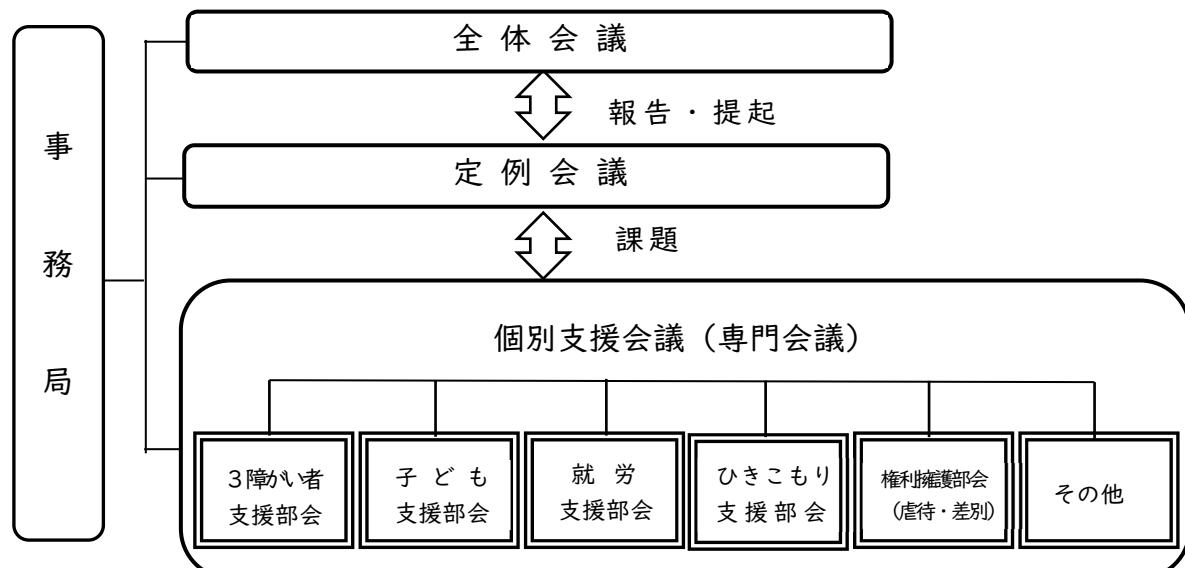
いの町地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）は、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための組織であり、本町では個別支援会議・定例会・全体会をボトムアップ方式で運営しています。協議会には、①情報機能、②調整機能、③開発機能、④教育機能、⑤評価機能、⑥権利擁護機能があり、協議会として機能を発揮していくことが求められています。

個別支援会議で課題がある場合は定例会において議論を深め、地域課題の解決へつなげています。重要課題は全体会へ報告し、社会資源の開発やネットワークの構築をしています。さまざまなサービスや地域資源等を活用しながら、障がいのある人が地域で自立し安心して暮らしていけるよう、協議会の機能強化に努めています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①いの町地域自立支援協議会の円滑な推進	個別支援会議や定例会で検討を積み重ね、全体会で地域の課題を解決し、本町の施策へ反映していきます。また、必要に応じて県へ課題を提起していきます。

いの町地域自立支援協議会 体系図



(2) 保健・医療の充実

現状と課題

障がいのある人の中には、心身の不調に気がつきにくい、気がついても周囲に伝えられないなど、自分自身の体調の変化を感じたり、表現したりすることに対して困難を抱えている人がいます。

不調を訴えることが難しい人に対しては、その人を取り巻く支援者が、障がいのある人の健康状態を日ごろから把握しておくことが重要であり、相談支援専門員をはじめとする支援者と連携を図り、障がいのある人の健康状態の把握に努めています。医療が必要な人については、適切な医療機関へつなぐとともに、相談支援専門員や関係機関等と連携し、障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、切れ目ない支援を行っています。

また、生活習慣病予防については、「いの町健康増進計画・食育推進計画」や「いの町データヘルス計画」に基づき、乳幼児期を含め健康の保持・増進のため健康診査・各種検診・健康相談・健康教育等の保健事業を展開しています。相談があれば、障がいのある人が健診等を受けやすくなるよう配慮するなど、分かりやすい情報提供を行い、生活習慣病予防・悪化防止に努めています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①疾病の早期発見・治療の推進	定期的な家庭訪問及び電話による健康状態の把握や健康相談に努めます。必要な場合には、迅速に医療が受けられるよう関係機関との連携を図ります。また、障がいの原因となる疾病的適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持増進のため健康診査等の各種施策を推進します。
②生活習慣病の予防	子どもやその保護者に対して、「いの町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、母子手帳交付時から切れ目なく食育や生活習慣病予防に関する啓発を推進します。また、成人に対しては、「いの町データヘルス計画」に基づき、生活習慣病予防・悪化防止に取り組むとともに、障がいのある人にとって気軽に健診が受診できることや、わかりやすい情報提供、保健指導に努めます。
③健康相談・健康教育の実施と啓発	障がいのある人が健康に関する相談や健診等を受けやすくなるよう配慮するなど、分かりやすい情報提供を行います。

(3) 地域生活の安定に向けた支援の充実

現状と課題

住み慣れた地域で家族とともに自宅で暮らしていけるよう、在宅生活をする障がいのある子どもや障がいのある人及び、その家族からの多様化するニーズに応じて、障害福祉サービス等の適切な提供をすすめ、障がいがあっても在宅生活ができる体制整備が必要となっています。

障がいのある人が単身でも暮らせる公営住宅やアパート等の入居については、建物の状況や手続き上の課題等から、困難な状況が見受けられます。現在、町内にはグループホームが3か所あり、自宅での生活が難しい人が、地域生活を送っています。

また、障がいのある人自身やその家族の高齢化も進んでいます。年金や税金等の家計管理が難しいケースには、世帯全体への支援が必要な場合が多く、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援制度の利用者も増加しています。

平成28年には、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を行うことができるようになりました。国では、成年後見制度利用促進基本計画が策定され、成年後見制度が利用しやすい環境づくりを目指しています。

長期間にわたる入所や入院をしている障がいのある人を地域移行するためには、一定の移行期間が必要です。このような人たちの社会復帰や地域移行に向けての取り組みが進められていますが、県内では地域移行支援及び地域定着支援等の障害福祉サービスに対応できる事業所が少ないなど、体制整備が遅れています。新規の入所や入院の際の十分なアセスメントとあわせ、退院前からの関わりがますます重要になっています。

住民一人ひとりに応じた権利擁護を実施するために、各関係機関と連携を図りながら、地域で自分らしい生活が送れるよう本人の意思に沿った支援を実施します。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①希望した場所で生活するための支援	町営住宅への入居に関しては、一定の要件のもと、優先的に選考して入居ができるなど、障がいのある人に配慮した取り組みを継続します。権利擁護を推進する機関や社会福祉協議会とも連携を図り、「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」、「生活困窮者自立支援制度」の利用について周知啓発を行うなど、障がいのある人の権利擁護に努めます。
②障害福祉サービスの充実	多様化したニーズに対応できるよう、新たなサービスの検討、サービスの質の確保、利用しやすい環境づくりに努めていきます。
③地域移行の促進	地域移行については、多岐にわたる課題があるため、病院や施設と連携を密にし、充分なアセスメントを行います。障害福祉サービスに自立生活援助や、既存の地域移行支援・地域定着支援等のサービスも活用し、個々に応じた課題解決のため取り組みを推進します。

(4) 相談支援体制の充実

現状と課題

本町は、ほけん福祉課及び吾北・本川各総合支所住民福祉課を相談窓口として、障がい児・者、また、診断に至っていないものの生きづらさを抱えた制度の狭間にあたる人を対象とし相談支援を実施しています。医療・保健・福祉・教育・労働・法律等の相談や生活相談、ひきこもり、病院や施設からの地域移行についてなど、相談内容は多岐にわたっています。相談は当事者だけでなく家族、町民、関係機関からと幅広い対応となっています。また、本町では、ピアカウンセラーとして、身体障害者相談員4人、知的障害者相談員1人、精神障害者相談員1人を委嘱し、障がいのある人やその家族等の相談に応じています。

障害福祉サービスを受けているすべての障がい児・者のサービス等利用計画書の作成は、現在、伊野地区4か所の指定特定相談支援事業所に委託し、相談支援専門員が身近な相談役となっています。今後も、個々の特性に応じたきめ細かい支援とともに、相談支援専門員の専門性の向上が必要となっています。

また、障がいのある人や親世代の高齢化を視野に入れながらケアマネジメントを行い、すこやかで自立した地域生活が送れるよう、地域包括支援センターとより緊密な連携が必要です。

地域自立支援協議会では、町や相談支援専門員、その他関係者が個別支援会議で個々のニーズに合った支援を検討しています。また、定例会では、個別課題にとどまらず、地域の課題を抽出し解決に向けて共に議論しています。

ほけん福祉課では、子育て支援拠点の利用者から乳幼児の発育面等の相談があれば、子育て支援拠点と連携して対応を行っています。相談窓口の周知徹底が求められています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①相談窓口の周知及び支援者の資質向上	相談窓口の周知を広報や健康教育等の場を通して行います。また、相談に対応する支援者の資質向上のため、研修会への参加や個別支援会議を積極的に行います。
②ケアマネジメントの充実	一人ひとりへ、きめ細かい支援をするために、町職員や相談支援専門員、社会福祉協議会職員等対人支援を行う職員がより専門的な視点を獲得することに努め、ケアマネジメントの充実に努めます。
③高齢障がい者における介護保険サービスの円滑な利用	65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた高齢障がい者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障害がいの程度等の事情を考慮し、当該介護保険サービスの利用負担を障害福祉制度により軽減し、介護保険への円滑な移行に努めます。また重層的支援体制を構築し、世代をまたいだ課題に対しても対応できる相談体制を強化します。
④相談支援体制の強化	委託先の相談支援専門員と連携を図り、研修や個別支援会議や定例会を重ね、ともに資質向上に努めます。本町は総括的な機関としての役割を担っていきます。

(5) 就労支援の充実

現状と課題

本町の就労継続支援B型事業所は、2か所でしたが、令和5年5月に新たに農福連携をすすめる新規B型事業所が開設しました。これにより、生きづらさを抱える人々のより一層の社会参加の促進が期待されています。

令和5年から農福連携コーディネーターを配置し、町内の農業者との関係を築きながら、就労支援拠点設置事業（お仕事体験）を使って就労先の拡大に向けて取り組んでいます。

特別支援学校の在校生については、早い時期から本人及び保護者、学校、行政で連絡会議を複数回もち、相談支援専門員の計画のもと、就労移行支援を活用しながら、よりよい就労につながるよう連携を図っています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①各々のニーズに応じた就労支援の充実、農福連携の推進	相談支援専門員が作成したサービス利用計画のもと就労支援を行っていきます。また、就労移行・定着に向けて、高知障害者就業・生活支援センターや高知障害者職業センター、就労移行支援事業所、ハローワーク、福祉保健所等の関係機関と連携し一般企業への雇用促進を働きかけていきます。就労継続支援A型等、各々のニーズに合った就労先を確保できるよう検討していきます。
②一般就労定着のための継続した支援	安定的な一般就労定着のために、就労後、定期的な見守り支援を行うとともに、一般就労事業所に対しても障がい者理解について働きかけを行います。
③障がい者優先調達の推進	障がいのある人の自立促進のため、障害者優先調達推進法に基づき、県等と連携を図り優先調達に努めるとともに、公共施設へも働きかけていきます。
④特別支援学校との連携強化	支援会議や福祉懇談会で情報交換を行うなど、引き続き連携強化に努めます。また、卒業後においても必要に応じ連携を図ります。

(6) ひきこもり者への支援

現状と課題

本町では家族や関係機関から、ひきこもり相談が増加したことと、県の補助事業があったことをきっかけに、県内に先駆けて平成22年度から、ひきこもり支援に取り組んでいます。

高知県ひきこもり地域支援センターの支援を受けながら、年間5回のひきこもり支援会議を行っており、令和5年3月時点でこれまで関わってきたひきこもり者は136人、何らかの支援に繋がった人は35人となっています。早急に変化や結果を求めるのではなく、ご本人の思いに寄り添った関わりを続ける中で、それぞれに合った社会とのつながりを持ち始めている人もいます。昨今では、問題が複雑、複合、多様化しており、一つの機関や担当だけで抱えるのではなく、重層的支援体制の中で、多機関協働で課題解決に向けて検討を重ねる場も必要となっています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①関係機関との連携強化	高知県ひきこもり支援センター、高知県中央西福祉保健所のバックアップのもと、社協、就労、医療、福祉、法曹、民間団体、住民組織等と密な連携を図りながら、個々に応じた相談支援や居場所の創出に努めます。
②町職員の資質の向上	支援者はひきこもり者の理解のために研修を受講し、自己研鑽に励むとともに、寄り添った対応や関係づくりについて常に学び続ける姿勢で感性を磨きます。
③相談窓口の周知	相談窓口の周知を広報等で図ります。

基本目標4 安心して生み育てることができるまちづくり

(1) 安心して子育てができるための体制づくり

現状と課題

障がいや疾病の早期発見・早期支援のために乳幼児を対象とした新生児聴覚検査や健康診査を行っています。

1歳6か月児健診、3歳児健診では、発達障がいの特性のスクリーニングを含め、子どもの発達をより丁寧に確認しています。その上で、支援が必要と思われる場合は、親カウンセリング教室や専門機関を紹介するなど、支援につながるよう取り組んでいます。令和元年から、SVS検査も導入し、気づきにくい弱視の早期発見につなげています。令和3年度から、乳児健診では、運動発達を中心に子育てにコツがいる児に対し、訪問や育児相談につなぎます。

しかし、早期発見が進む一方、県内の専門機関の数は少なく、必要に応じて専門機関を紹介するだけではなく、保護者の育児不安の軽減や子どもの発達に応じた関わりができるよう、ともに考えながら個々のニーズに応じた支援が継続して受けられる体制づくりが求められています。

子どもの心身の発達を支え、親へのサポートを行うために、適切な医療・保健・福祉サービスの充実を図り、保育園・幼稚園・認定こども園、医療機関、療育機関等と連携し、関わっていくことが必要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①障がいの早期発見・早期支援	支援が必要と思われる子どもに対しては、親カウンセリング教室や早期療育教室、言語聴覚士による個別相談等を通して、子どもの特性に応じた関わり方を提案することで、保護者の子育てに対する不安を軽減し、子どもへの適切な支援が行われるよう努めます。保育園・幼稚園・認定こども園と連携し、子どもの特性に合わせた関わり方を助言します。
②専門機関との連携	子どもの心身の発達を支え、親へのサポートを行うため、必要に応じて、医療機関や療育福祉センター等につなぎ、より専門性の高い支援を受けることで、個々に応じた支援に努めます。

(2) 個性を尊重した支援体制づくり

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、妊娠中から継続して相談や支援を受けることができる体制づくりに取り組んでいます。

本町では、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診時に、医師や言語聴覚士とともに、発達障がいの早期発見・早期支援の取り組みを進めており、健診後は医療機関への紹介や個別相談、小集団の場での支援を行っています。令和3年度からは、早期療育支援として、乳児期からの発達支援に取り組んでおり、4ヶ月健診でスクリーニングを行い、必要に応じて、障害福祉サービスの利用につなげています。しかし、保護者の中には支援の必要性を受け入れられずにいる人も少なくありません。親子に寄り添いながら、必要に応じて専門機関を紹介するだけではなく、子どもの発達に応じた関わりや保護者への支援が大切です。

令和3年度から児童や生徒、保護者に対し、直接または間接的に関わる地域の専門職等が、事例検討を通して様々な知識や精神医学的視点を学び、個々の困難事例に適切な対応ができるようスキルアップを図るためネットワーク会議を実施しています。高知大学児童思春期専門医・心理職等・精神保健福祉センター、教育委員会事務局等関係職員がともに考えながら個々の発達に応じた切れ目ない支援が受けられる体制づくりに取り組んでいます。

障害福祉サービスの提供については、相談支援専門員と連携し、障がいを持つ子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援に努めています。児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者は年々増加傾向にあります。障がいを持つ子どもは、福祉サービスだけでなく、それぞれのニーズに合わせて放課後子ども教室や放課後児童クラブ等も多く利用しています。福祉と教育が連携し、一人ひとりの子どもの個性を尊重した支援ができるよう、よりよい体制づくりが必要です。

特別支援学校の在校生については、早い時期から本人及び保護者、学校、本町で連絡会議を複数回もち、本人や保護者の意向を聞きながら、よりよい支援につながるよう連携を図っています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①切れ目ない相談支援体制の推進	妊娠中から必要な支援が切れ目なく継続できるように、医療・保健・福祉・教育・労働等関係機関が連携し、必要に応じて「つながるノート」等を活用しながら、情報交換や仕組みづくりを行います。
②障がい理解を深める支援	ペアレントトレーニング講習会等、各保健事業の健康教育や、関係機関への研修の機会等を活用し、保護者や関係機関に障がいに対する理解を深めるよう働きかけを行います。
③障害福祉サービスの体制整備	子ども一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービスの提供ができるよう、相談支援専門員と連携を図り、きめ細やかな支援に努めます。また、必要な時期に適切な支援が受けられる体制づくりについて、いの町地域自立支援協議会で検討を行い、課題解決を図っていきます。
④教育機関との連携	特別支援学校福祉懇談会での情報交換や特別支援学級との連絡会議等を通じて、福祉と教育の連携に努めます。

(3) 子どもの居場所づくりの推進

現状と課題

保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的に町立小学校5校で放課後児童クラブを実施しています。

また、すべての小学生を対象に、授業の終了後等に、小学校の余裕教室等を利用して多様な学習・体験プログラムを実施することを目的に町立小学校2校で放課後子ども教室を実施しています。

放課後子ども教室や放課後児童クラブの質を向上させるため、支援員やコーディネーター等の人材確保及び育成に取り組んでいく必要があります。

今後、子どもの居場所づくりについては、障がいのある子どもへの配慮がより一層求められています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容
①研修体制の充実	すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、福祉と教育が連携し、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を進めます。放課後児童対策の質を向上させる取り組みとして、支援員やコーディネーター等を対象とした、現状の課題を解決するための研修や学習の機会を設けることで、支援の充実を図ります。
②体験教室の実施	地域等の多様な人材の協力を得て、スポーツや文化活動に関する体験学習をとおし、児童が社会の中で心豊かで健やかな育成を目指します。
③運営体制の充実	放課後児童クラブの事業を運営委員会等の団体に委託することで、各児童クラブの個別のニーズへの柔軟な対応が見込まれ、地域の協力を得ながら児童見守り体制の強化及びサービスの向上に努めます。
④放課後や長期休暇中の支援の整備	安心して放課後や長期休暇を過ごせるよう、福祉と教育が連携し、子ども一人ひとりの状況に応じた放課後児童クラブの運営や体制づくりに努めます。また、誰もが集える場所として、あったかふれあいセンター事業の周知・推進に努めます。

第4章 第7期障がい福祉計画

I 基本的な考え方

障がいの有無に関わらず、すべての町民が地域を構成する一員として、共にいきいきと暮らす「一人ひとりがそれぞれの舞台に立って活躍し、輝きを増すまちづくり」を目指しています。

本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関わる令和8年度までの数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

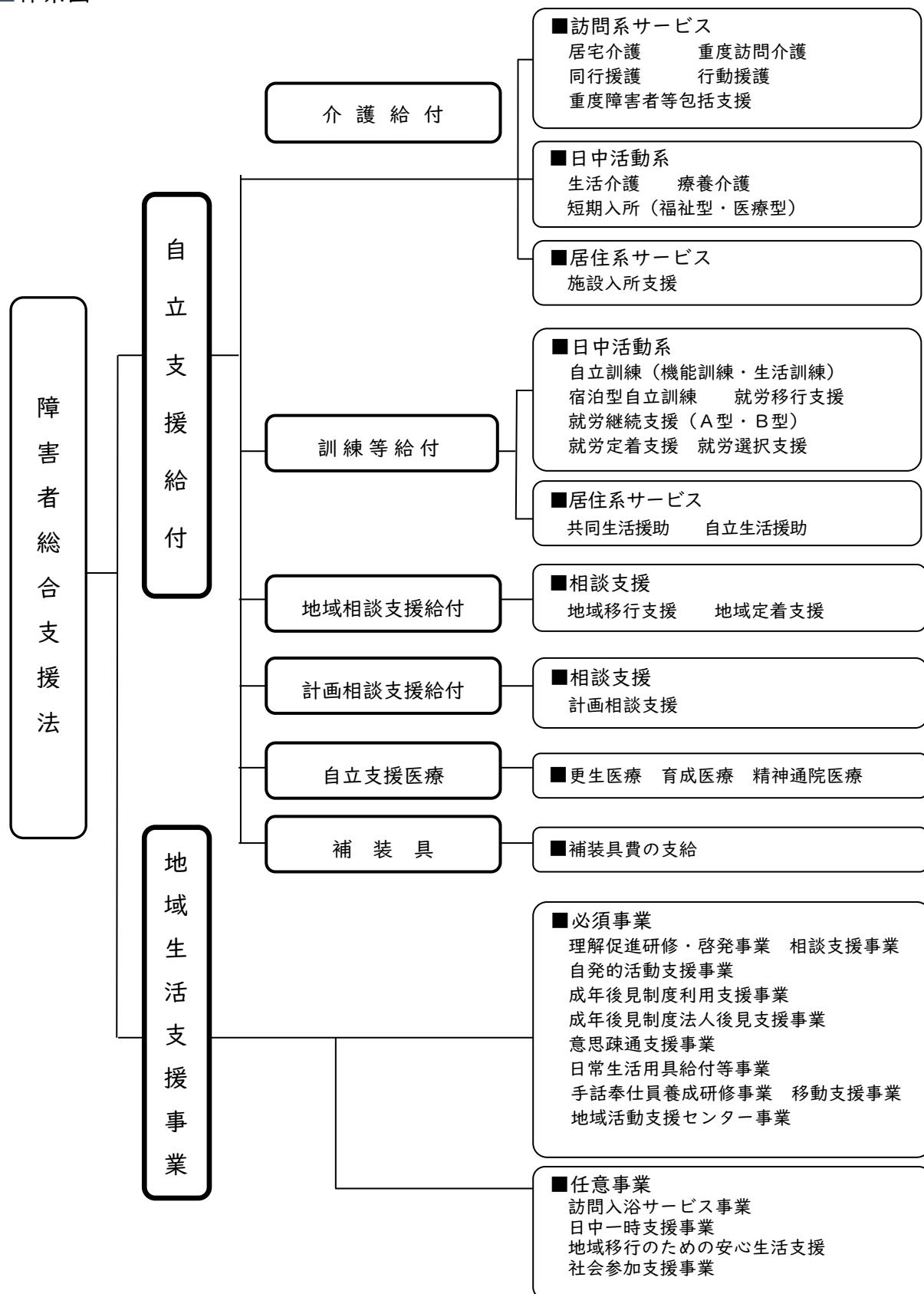
【基本指針の主な見直しポイント】

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・強度行動障がいを有する者への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日ごろからの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等 ・就労選択支援の創設への対応 ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

発達障がい者支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進 ・発達障害者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
障がい者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
障がい福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
障がい福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ＩＣＴやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握 ・障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握
障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について

■体系図



3 第7期の目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

■第6期の実績

【施設入所者と地域移行者数】 実績値

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所から地域生活への移行者数	年間実績(人)	0	0	0	1	0
施設入所者数	年度末現在(人)	44	40	41	42	42

※令和5年度の実績値は、4月～9月の値です。

【施設入所者目標値と地域移行者数】 目標値

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数	44人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末時点の施設入所者数	44人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】 施設入所者数の削減見込と削減割合	0人	差引減少数と削減割合
	0%	
【目標値】 令和5年度末までの地域生活移行者数と割合	0人	施設入所からグループホーム等に移行する人数
	0%	

国の基本指針

- ・施設入所者の地域生活移行：令和元年度末時点で施設入所者数の6%以上移行
- ・施設入所者の削減数：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

■第7期の目標

国の基本指針

- 施設入所者の地域生活への移行

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

- 施設入所者数の削減

令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

【目標設定の考え方】

国の基本指針に基づき目標値を設定します。令和8年度末の施設入所者総数については、令和4年度末時点の施設入所者総数の42人を超えないことを目標とします。

削減目標については、現在待機中の人のがいることから、削減は見込まないこととします。

【施設入所者目標値と地域移行者数目標値】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	42人	
令和8年度末時点の施設入所者数 (B)	42人	令和8年度末時点の施設入所者数 42人×95.0% (5.0%減) = 40人
【目標値】 施設入所者数の削減見込と削減割合	0人 0%	差引減少数と削減割合
【目標値】 令和8年度末までの地域生活移行者数と割合	0人 0%	(A) - (B) 施設入所からグループホーム等に移行する人数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■第6期の実績

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の委員会の活用について検討します。 ・単独での設置が困難な場合は、近隣の市町村と共同での設置を検討します。 ・少なくとも年に1回の開催とし、保健・医療・福祉・介護・当事者等の6人以上の参加者を見込みます。 ・目標設定、評価の実施回数については1回/年とします。
----	--

国の基本指針

- ・精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均、65歳以上の1年以上の長期入院患者数及び65歳未満の1年以上の長期入院患者数、退院率の数値目標を設定する。

■第7期の目標

国の基本指針（県）

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標は、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における精神病床における早期退院率を、入院3か月後時点で68.9%以上、入院後6か月時点で84.5%以上、入院後1年時点で91.0%以上として設定することを基本とする。

【目標設定の考え方】

自立支援協議会を協議の場として活用し、圏域の保健・医療・福祉関係者が参加して、地域包括ケアシステム構築を推進していきます。

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置目標値】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	参加人数	6人	6人	6人
協議の場における目標設定及び評価	開催回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援の充実

■第6期の実績

【地域生活支援拠点等の整備】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の設置数	実績 0か所	
	目標 1か所	

国の基本指針

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討をすること。

■第7期の目標

国の基本指針

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【目標設定の考え方】

本町では、自立支援協議会に1か所設置します。町内の事業所と連携を図りながら、相談や体験の機会・場など、地域生活支援拠点等に求められる機能強化に努めています。また、強度行動障がい者への支援体制の整備については、自立支援協議会において協議を進めます。

【地域生活支援拠点等の整備目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	か所数 0	0	1
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討	実施回数 0	0	1
強度行動障がい者への支援体制の整備		協議	協議

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■第6期の実績

【一般就労への移行者数実績値と就労移行支援事業利用者数】 実績値

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数	年間実績(人)	1	2	5	2	2 2.00倍
就労移行支援から一般就労への移行者数	年間実績(人)	1	1	4	1	1 1.00倍
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	年間実績(人)	0	0	0	1	0 -倍
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	年間実績(人)	0	1	1	0	1 -倍
就労移行支援の利用者数	3月実績(人)	5	5	5	4	4 0.80倍
就労継続支援A型の利用者数	3月実績(人)	6	6	8	10	11 1.83倍
就労継続支援B型の利用者数	3月実績(人)	89	91	90	89	90 1.01倍
就労定着支援の利用者数	3月実績(人)	0	2	4	6	4 -倍

※令和5年度は見込み、下段は令和元年度と令和5年度の比較（倍数）

【一般就労への移行者数実績値と就労移行支援事業利用者数】 目標値

項目	目標値
令和5年度中に一般就労への移行者数	2人
令和5年度中に就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行した人数	1人
令和5年度中に就労継続支援A型利用者から一般就労へ移行した人数	0人
令和5年度中に就労継続支援B型利用者から一般就労へ移行した人数	1人
令和5年度中に就労定着支援事業利用者数	4人

国の基本指針

- ・令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
- ・就労移行支援については、令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型及びB型については、それぞれ令和5年度中に令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上をめざすこととする。
- ・就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

■第7期の目標

国の基本指針

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】

- ・就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度までに令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
- ・就労移行支援：令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型：令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

【一般就労後の定着支援に関する目標】

- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率※については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

※就労定着率：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合。

【目標設定の考え方】

今後も利用者の一般就労への移行のニーズの把握に努めます。利害者への支援体制の整備については、自立支援協議会において協議を進めます。

【一般就労への移行者数目標値】

項目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数（A）	5人	令和3年度実績値
令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数（B）	5人 1.00倍	(B) / (A) 国の指針：令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援から一般就労への移行者数	5人 1.25倍	令和3年度実績値 4人 国の指針：令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	0人 -倍	令和3年度実績値 0人 国の指針：令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	0人 -倍	令和3年度実績値 1人 国の指針：令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上	50.0%	令和5年度実績（一般就労移行者数2人、就労移行支援利用者数4人）を考慮し、令和6年～令和8年度のいずれかの年度で目標達成を見込みます。

【一般就労移行後の就労定着支援利用者数目標値】

項目	数値	考え方
就労定着支援事業の利用者数	5人	令和3年度実績値 4人 国の指針：令和3年度実績の1.41倍以上
就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上	25.0%	国の指針を踏まえ、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

■第6期の実績

【相談支援体制の充実・強化】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	有無	無	無	無
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	実施回数	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数	2	2	2

■第7期の目標

国の基本指針

- ・令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の効果及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【目標設定の考え方】

基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。

【相談支援体制の充実・強化目標値】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	有無	無	無	無
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	実施回数	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数	2	2	2

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■第6期の実績

【障害福祉サービスの質の向上】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加	参加人数	7	7	7

■第7期の目標

国の基本指針

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

【目標設定の考え方】

障害福祉サービス等の質の向上策として、県が実施する研修会等に積極的に参加します。

【障害福祉サービスの質の向上目標値】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加	参加人数	10	10	10

4 障害福祉サービスの実績と見込

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

居宅介護	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人が対象です。居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいのため、移動に著しい困難を有する人が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助（代読・代筆等）を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいのため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時には移動中の介護や、排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障がい者等 包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある人、知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

■第6期実績

【訪問系サービス実績】

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	21	193	19	189	22	240
重度訪問介護	2	23	2	24	2	25
同行援護	2	18	1	21	2	13
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

令和5年度の実績数値は、4月～9月の値です。

■第7期の見込と確保の方策

【訪問系サービス見込】

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	23	273	24	284	25	295
重度訪問介護	2	58	2	58	2	58
同行援護	3	27	3	27	3	27
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

(確保の方策)

- コロナ禍で影響を受け、利用時間が減少していましたが、今後はコロナ前の水準に戻ると見込んでいます。
- 計画相談を通じ、利用者の意向を把握しながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの量の確保に努めます。
- 制度やサービスの周知に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

生活介護	常時介護を必要とする人が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいや難病を有する人などが、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障がい者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいを有する人が、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障がい者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がいや精神障がいを有する人に、障害福祉サービス事業所等の居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択について必要な支援を行います。（新規）
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であり、一般就労が可能と見込まれる人が対象です。生産活動、職場体験などの活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障がい者に、雇用契約等に基づく生産活動などの活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能な人については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障がい者や、就労移行支援で一般就労に至らなかった人、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動などの活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要なとなる支援を行います。

療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとに おける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を 要する人が対象です。主に昼間、上記の支援を行うとともに、医療に 係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅で介護を行う人が、疾病その他の理由により介護を行うことが できない場合等に、支援を必要とする人が、障害者支援施設や児童福 祉施設に短期間入所(宿泊)するもので、入浴や排泄、食事の介護その 他の必要な支援を行います。

■第6期の実績**【日中活動系サービス実績】**

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	66	1,329	64	1,308	64	1,318
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	1	7
自立訓練（生活訓練）	2	22	1	16	1	7
就労移行支援	6	108	4	70	4	76
就労継続支援（A型）	6	117	10	200	11	227
就労継続支援（B型）	93	1,601	89	1,494	90	1,613
就労定着支援	3		5		5	
療養介護	6		7		7	
短期入所（ショートステイ）	7	59	6	55	11	77
（福祉型）	7	59	6	55	11	77
（医療型）	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は、4月～9月の値です。

■第7期の見込と確保の方策

【日中活動系サービス見込】

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	66	1,335	66	1,335	66	1,335
自立訓練（機能訓練）	1	17	1	17	1	17
自立訓練（生活訓練）	2	22	2	22	2	22
就労選択支援	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	5	90	5	90	5	90
就労継続支援（A型）	11	233	11	233	11	233
就労継続支援（B型）	100	1,700	102	1,734	104	1,768
就労定着支援	5		5		5	
療養介護	7		7		7	
短期入所（ショートステイ）	13	68	13	68	13	68
（福祉型）	11	59	11	59	11	59
（医療型）	2	9	2	9	2	9

（確保の方策）

- 施設等から地域生活へ移行した後の利用や、特別支援学校卒業生などの新たな対象者に対応するため、県や近隣市町村と連携するとともに、自立支援協議会の活動と連携し、利用者のニーズに応じた適正なサービス量が確保できるよう、体制の整備に努めます。
- 相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等の関係機関の連携強化を図り、就労に向けての支援を行います。
- 自立支援協議会を活用し、商工関係団体等と就労継続支援事業所をつなぎ、就労継続支援事業所の業務が確保できる体制づくりに努めます。

(3) 居住系サービス

■サービス内容

自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がい者のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしできない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいにより単身での生活が困難な人等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	地域での生活が困難な人等に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■第6期実績

【居住系サービス実績】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	50	48	52
施設入所支援	41	42	42

※令和5年度の実績値は、4月～9月の値です。

■第7期の見込と確保の方策

【居住系サービス見込】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	51	51	51
施設入所支援	42	42	42

(確保の方策)

- 町内に共同生活援助の施設整備を望む声もあり、地域生活移行の場とも考えられることから、継続して、サービスを担う事業者の新規参入や新規開設を促すとともに、近隣市町村の協力を得ながら、引き続きサービスの確保に努めます。
- 本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、また親の高齢化や親亡き後の課題等、個々のケースに応じた障がい者の居住の場の確保に努めます。
- 施設入所については、現在の入所者や待機者の状況を把握し、入所の必要性を見極めながら、適切な時期に本人の状態に応じた施設が利用できるように努めます。

(4) 相談支援

■サービス内容

計画相談支援	障がいのある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

■第6期実績

【相談支援実績】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	42	40	46
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

※令和5年度の実績値は、4月～9月の値です。

■第7期の見込と確保の方策

【相談支援見込】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	59	61	63
地域移行支援	3	3	3
地域定着支援	1	2	3

(確保の方策)

- 障がい者が、障がい特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる支援体制づくりに努めます。
- 必要な障害福祉サービスの利用が滞ることがないよう、相談支援事業所の確保に努めます。
- 相談支援の質の向上を図るため、今後も人材育成に努めます。

5 地域生活支援事業の実績と見込

(1) 理解促進研修・啓発事業

■事業内容

地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行い、共生社会の実現を図ります。

■第6期実績と課題

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	無	有	有

■第7期の見込

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

■事業内容

障がい者やその家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■第6期実績

項目	実施状況
自発的活動支援	地域のボランティアも参加する「いの町チャレンジャークラブ（精神デイケア事業）」の開催、自閉症児・者家族の交流会「陽だまりの会」の活動支援を行いました。

■第7期の見込

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
自発的支援活動事業	有	有	有

(3) 相談支援事業

■事業内容

①障害者相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

③住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がい者などに入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるように調整を行います。

■第6期実績

項目	実施状況
障害者相談支援事業	ほけん福祉課、各総合支所住民福祉課、基幹相談支援センター及び委託先の相談支援事業所において実施しています。
基幹相談支援センター等機能強化事業	令和2年4月に基幹相談支援センターを設置し、専門職員を配置しました。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	基幹相談支援センターで、社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業等と連携し、対応しています。

■第7期の見込

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
障害者相談支援事業	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

■事業内容

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

■第6期実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業			

※令和5年の実績の数値は、4月～9月の値です。

■第7期の見込

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■事業内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、住民の後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

■第6期実績

項目	実施状況
成年後見制度法人後見支援事業	町内では、いの町社会福祉協議会が法人後見を行っています。市民後見人については、人材の確保等が課題となっています。

■第7期の見込

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

■事業内容

日常生活を営む上で意思疎通を図るために支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援します。

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

②手話通訳者設置事業

■第6期実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
意思疎通支援事業	2	2	1

※令和5年度の実績値は、4月～9月の値です。

■第7期の見込

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
意思疎通支援事業	2	2	2

(7) 日常生活用具給付等事業

■事業内容

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子などを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がい者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障がい者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がい者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具（住宅改修等）	障がい者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

■第6期実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	0	2	6
在宅療養等支援用具	0	3	3
情報・意思疎通支援用具	3	3	7
排泄管理支援用具	752	733	754
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	1	1	0

※令和5年の実数値は、4月～9月の値です。

■第7期の見込

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	6	6	6
在宅療養等支援用具	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	7	7	7
排泄管理支援用具	754	754	754
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■事業内容

聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■第6期実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
手話奉仕員養成研修事業	無	無	無

■第7期の見込

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
手話奉仕員養成研修事業	有	有	有

(9) 移動支援事業

■事業内容

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■第6期実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
移動支援事業	実利用者数 (人)	12	9	10
	延利用時間 (時間/年)	410	341	321

※令和5年の実績値は、4月～9月の値です。

■第7期の見込

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
移動支援事業	実利用者数 (人)	12	12	12
	延利用時間 (時間/年)	410	410	410

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

■事業内容

障がいのある人の地域生活を支援するために、創意的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。機能別にⅠ～Ⅲ型があります。

■第6期実績

項目	実施状況
地域活動支援センター機能強化事業	現在地域活動支援センターはありませんが、「いの町あったかふれあいセンター」が障がいのある人等の集いの場になっています。

■第7期の見込

項目	実施内容
地域活動支援センター機能強化事業	「いの町あったかふれあいセンター」の機能を利用し、障がいのある人等の集いの場とします。

(11) 任意事業

■事業内容

町が自主的に取り組む事業として、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施します。

福祉ホーム事業	現に住宅を求めている障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することで、障がいのある人の地域生活を支援します。
日中一時支援事業	障がい児・者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。利用回数は原則月7回を限度とします。
生活訓練等	日常生活上に必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図ります。
社会参加支援事業	障がいのある人に対して社会参加の促進の観点から、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

■第6期実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (人/年)	実施個所 (か所)	実人数 (人/年)	実施個所 (か所)	実人数 (人/年)	実施個所 (か所)
福祉ホーム事業	1		0		0	
日中一時支援事業	11	7	11	7	6	8
生活訓練等	10		8		11	
社会参加支援事業			2		5	

※令和5年の実績値は、社会参加支援事業は見込で、その他は4月～9月の値です。

■第7期の見込

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/年)	実施個所 (か所)	実人数 (人/年)	実施個所 (か所)	実人数 (人/年)	実施個所 (か所)
福祉ホーム事業	1		1		1	
日中一時支援事業	11	7	11	7	11	7
生活訓練等	11		11		11	
社会参加支援事業		5		5		5

第5章 第3期障がい児福祉計画

I 基本的な考え方

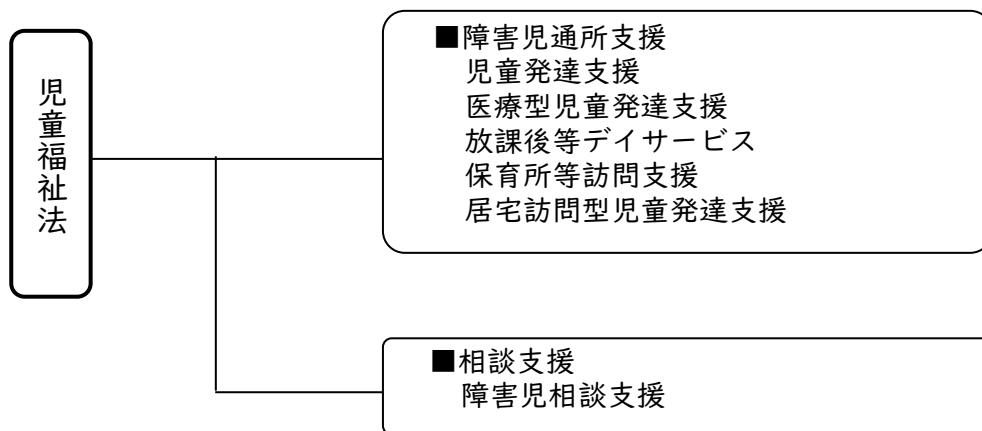
障がいの有無に関わらず、人は皆、社会を構成する一員としてお互いに支え合う存在であるという考え方のもと、障がいのある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と連携し、障害児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

【障害児福祉サービスの提供の確保に関する基本的な考え方】

- 児童発達支援センターの設置
- 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどの体制構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための協議の場を設置するとともに医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

2 障害児福祉サービス

■体系図



3 第3期の目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

■第2期の実績

【障がい児支援の提供体制】 上段：実績値 下段：目標値

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター	か所数 (圏域)	3 3	3 3	4 3
保育所等訪問支援の体制	か所数	1 1	1 1	1 1
重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	か所数	0 1	0 1	0 1
重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	か所数	0 1	0 1	0 1
医療的ケア児支援のための協議の場	実施の有無	有 有	有 有	有 有
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	配置人数	0 検討	0 検討	0 検討
ペアレントトレーニングの受講者数	人数	3 6	0 6	6 6

※令和5年度の実績数値は、4月～9月の値です。

国の基本指針

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも各1か所以上設置すること。（圏域での設置でも差し支えない。）
- ・令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
- ・令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■第3期の目標

国の基本指針

【障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築】

- ・児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進】

- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保】

- ・令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする（圏域での確保も可）。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

- ・各都道府県、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【目標設定の考え方】

児童発達支援センターは、圏域内で4か所（高知市2か所、土佐市1か所、日高村1か所）設置されており、その中で引き続き圏域で4か所設置を維持します。

保育所等訪問支援の体制の構築は、引き続き提供事業所1か所確保します。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は、圏域で5か所（高知市）確保、放課後等デイサービス事業所は、圏域で7か所（高知市）確保していますが、今後、町内でのサービスの提供体制の確保に努めます。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、自立支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、情報共有や協議等を行います。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、令和6年度の配置を見込み、1人配置します。

【障がい児支援の提供体制目標値】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター	か所数 (圏域)	4	4	4
保育所等訪問支援の体制	か所数	1	1	1
重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	か所数 (圏域)	5	5	5
重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	か所数 (圏域)	7	7	7
医療的ケア児支援のための協議の場	実施の有無	有	有	有
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	配置人数	1	1	1
ペアレントトレーニングの受講者数	人数	6	6	6

4 障害児福祉サービスの実績と見込

(1) 障害児通所支援

■サービス内容

児童発達支援	未就学児に、児童発達支援センターその他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児に、医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）授業の終了後や休校日に、児童発達支援センターその他の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児の通う保育所等を訪問し、障がい児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

■第2期の実績

【障害児通所支援実績値】

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童発達支援	23	126	24	134	20	139
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	47	350	51	419	50	446
保育所等訪問支援	2	2	3	4	3	6
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績数値は、4月～9月の値です。

■第3期の見込と確保の方策

【障害児通所支援見込】

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童発達支援	23	144	28	169	33	194
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	66	469	68	483	70	497
保育所等訪問支援	4	7	4	7	4	7
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

(確保の方策)

- 適正な運用が図られるよう、児童発達支援ガイドラインの周知や関係機関との連絡調整を図り、サービスの質を確保します。
- 利用者の希望に合わせて、長時間対応や土曜日の開所などに対応できるよう事業所の確保に努めます。
- 集団場面での適応が難しい子どもや、保護者の就労などで通所での療育を利用できずにいた子どもに対し、保育園、幼稚園、認定こども園に支援員等が出向き、事業を実施します。

(2) 障害児相談支援

■サービス内容

障害児相談支援	障害児通所支援等を申請した障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定後は障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。
---------	--

■第2期の実績

【相談支援事業実績値】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
障害児相談支援	15	27	23

※令和5年度の実績数値は、4月～9月の値です。

■第3期の見込と確保の方策

【相談支援事業見込】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
障害児相談支援	25	25	25

(確保の方策)

- 対象者には障害児通所支援サービス等の情報提供を行い、対象者に合った支援の提供を行います。サービスの利用を望む保護者に障害児相談支援につなげます。

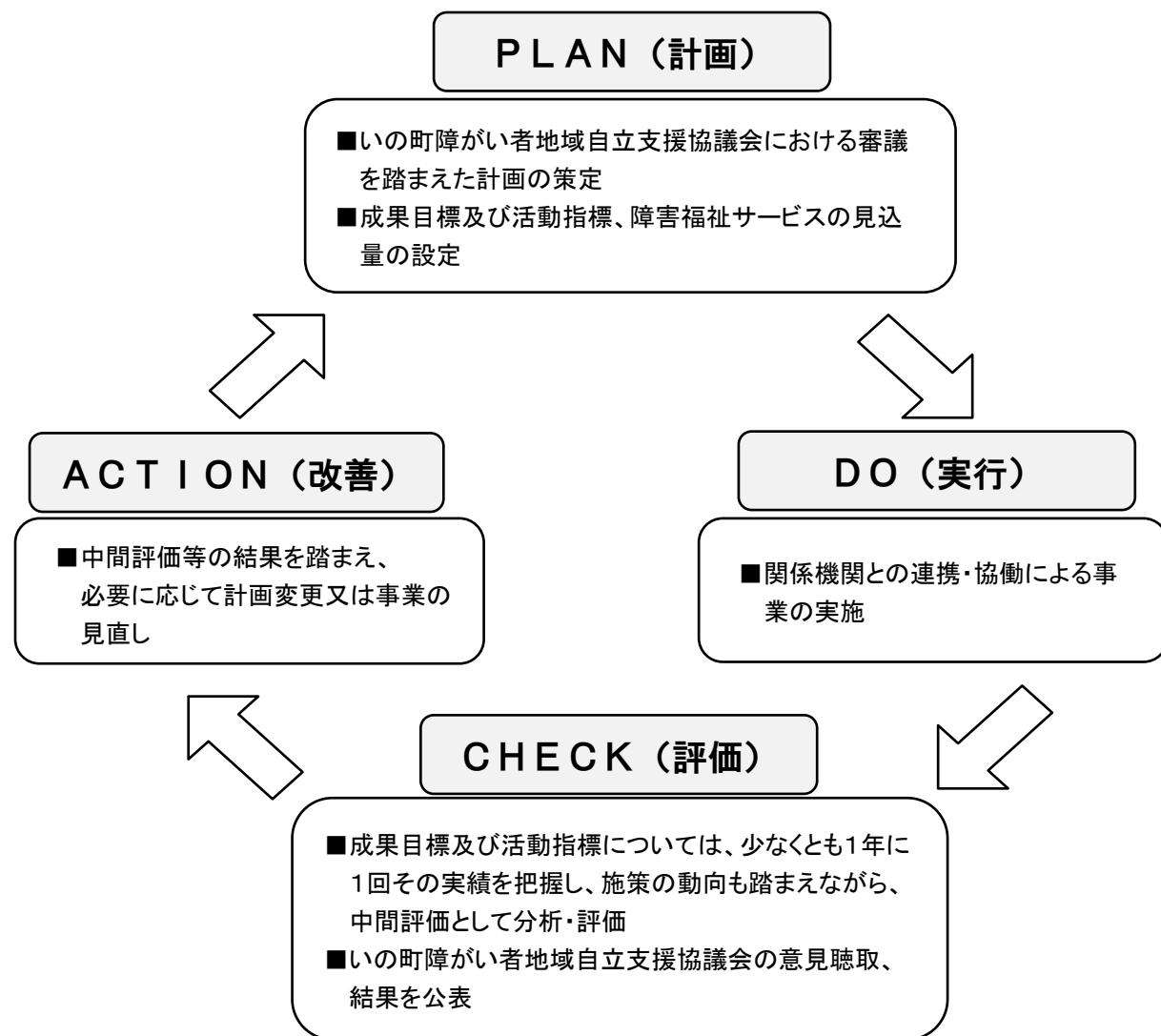
第6章 計画の推進

I 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（P D C Aサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めたときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、いの町障がい者地域自立支援協議会等の意見を聞くとともに、その結果の公表に努めます。

■ P D C Aサイクルのプロセスイメージ図



2 計画の推進体制

計画の推進については、いの町障害者自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者が連携して実施します。

(1) 計画の周知

本計画については、町の広報誌、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がいのある人やその家族、地域住民、障がい者支援にかかる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障がい者施策の動向を把握し必要な情報提供に努めます。

(2) 保健・医療・福祉・教育分野における連携

障がいのある人の地域生活を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供が必要となります。

(3) 地域との連携

障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民を始め、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、事業者、関係機関等との連携し、協働体制づくりを進めていきます。

(4) 国・県との連携

障害福祉サービスは、ひとつの自治体だけで対応できない施策もあります。国及び県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県の関係機関との連携を図りながら本計画を推進していきます。

資料編

I いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画を策定するため、いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、いの町障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 町民代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から3年とする。ただし、町長が必要と認める場合は、また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける身分を喪失したときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき招集し、会議の議長は、委員長がこれにあたる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、ほけん福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月17日から施行し、同年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、初めて招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを招集し、委員長が選出されるまでその議長となる。

2 策定委員会委員名簿

○学識経験者

いの医師団（石川記念病院院長） 福本 光孝
仁淀病院医師 倉繁 迪

○関係団体の代表者

いの町身体障害者連盟	深見 三男
手をつなぐ育成会（知的障害者家族会）	津野 義久
まごころ会（精神障害者家族会）	筒井 周子
就労継続支援 B型事業所「なのはな」	大地 千代
特定非営利活動法人ら・ら・ら会	早藤 久美子
いの町社会福祉協議会	伊吹 真由
県立日高特別支援学校	松田 真一

○町民代表者

伊野地区（民生委員・児童委員）	川崎 真知子
吾北地区（民生委員・児童委員）	川村 孝子
本川地区（民生委員・児童委員）	古田 好輝

○関係行政機関

中央西福祉保健所（健康障害課長） 田内 佳子

(敬称略・順不同)

3 いの町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が地域で安全に、生き生きとした生活が送れるよう相談支援体制を強化し、保健、医療、福祉、教育及び就労等の関係機関と連携し、総合的、継続的なシステムづくりのため定期的に協議することを目的として、いの町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の事業計画等の評価等に関すること
- (2) 困難事例への対応及び困難事例の個別ケア会議に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- (4) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること
- (5) いの町障害者計画及びいの町障害福祉計画の進捗状況の評価及び進行管理に関すること
- (6) 相談支援事業者の中立、公平性の確保に関すること
- (7) その他町長が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会に、全体会議、定例会議及び個別支援会議（専門会議）（以下「個別支援会議」という。）を置く。

2 全体会議の委員は、15人以内をもって組織し次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者関係団体の代表者
- (2) 町民代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 企業の代表者
- (5) 就労関係機関の代表者
- (6) 子育て支援機関の代表者
- (7) 教育関係機関等の代表者
- (8) 保健・医療・福祉関係者
- (9) 障害福祉サービス事業者
- (10) 学識経験者

3 定例会議及び個別支援会議の委員は、前項に定める機関、団体の実務担当者及び障害者等の支援調整に必要な関係者で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、全体会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会議)

第6条 全体会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 全体会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 全体会議は、第2条各号に掲げる事項及び課題や施策提案等について、定例会から報告を受け、その対応策等を検討し提言する。

4 全体会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(定例会議)

第7条 定例会議は、次条の規定による個別支援会議の報告、課題の解決にむけて定期的に事務局が召集し、必要な支援について協議するものとする。

2 定例会議は、協議した内容を全体会議へ報告するものとする。

(個別支援会議)

第8条 個別支援会議は、障害者等の自己実現へ向けてのニーズ支援や障害者等の保護者又は障害者等の介護を行う者等の問題解決やサービス利用調整のため必要な関係機関を隨時事務局が招集するものとし、障害者等の相談支援専門員が中心となり関係機関が支援を行ううえでの課題整理及び確認を行い、問題解決に向けて協議するものとする。

2 個別支援会議は、次に掲げる支援部会をもって組織する。

(1) 3障害者支援部会

(2) 子ども支援部会

(3) 就労支援部会

(4) ひきこもり部会

(5) 権利擁護部会（虐待・差別）

(6) その他

3 個別支援会議は、確認された課題や必要な社会資源等の協議の経過及び結果を定例会議へ報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 町長は、協議会に要する報酬及び費用弁償を、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例（平成16年いの町条例第38号）を準用し支給することができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、ほけん福祉課に置く。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年11月1日から施行する。

(任期の適用)

2 この告示の施行後、協議会の設立の際に就任した委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会議の適用)

3 この告示の施行後、初めて招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを招集し、会長が選出されるまでその議長となる。

附 則（平成28年9月30日告示第153号）

この告示は、平成28年9月30日から施行する。

4 計画策定経緯

○いの町福祉サービスに関するアンケート調査

期 間：令和5年1月～2月

配布数：620 件

回収数：284 件

○第1回いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会

開催日：令和5年10月6日

- 議 題：(1) 計画策定スケジュールについて
(2) アンケート調査結果について
(3) 次期計画の概要説明
(4) その他

○第2回いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会

開催日：令和5年12月21日

- 議 題：(1) 計画素案について
(2) その他

○第3回いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会

開催日：令和6年1月30日

- 議 題：(1) 計画素案の修正について
(2) パブリックコメント実施について
(3) その他

○パブリックコメント募集

期 間：令和6年2月6日～2月19日

○いの町地域自立支援協議会全体会

開催日：令和6年2月29日

- 議 題：(1) 第4期いの町障がい者計画・第7期いの町障がい福祉計画及び第3期いの町障がい児福祉計画について
(2) その他

令和6年3月

発行：いの町

編集：いの町ほけん福祉課

〒781-2110 高知県吾川郡いの町 1400 すこやかセンター伊野

T E L : 088-893-3810

F A X : 088-893-1101
